大正九年二月中院起草

小精廬日録

三

特別
イ4
1919
329

176597

小稿屋日録三　大正九年二月中院起筆

宮城清治

昨夜閑こ仮ちて芋村の句をかゝしす本一冊成る、芋の葉なるものの五色紙冊なれ芋村れ董の句を初し冊成る、自こ今津小翔を炉し芋れの比較評をちこうさば北の冊子為味あるものとなる

と一冊を寄ちて之のをもとを、（二月二十日）

○前○田中一兵に拙こうる菊廼文学遺米日本使弟宮生集の序翻振手、これを田中一兵に送る彼こ洛彼して米国ワシ

38- 9118

ニトン府より新き紀元しる絵画を写さこ掲
り紀元のいろを始り明くりるを複写しるもの
なり紀年十五枚あり、一行米国を着の時ふも
諸在中の紀元をもを米人の寄写しるもの
ふを断片的こ高的もりこ米国行多く載
せるものあり、えんてる明れるものの
田中の右面しる紀元の附近ニエー、ロ平ラ
ード、ホテルをもあり、田中ハ今ふも六十年
前ハ元是前守村垣淡路守等の正副使ト
も他方の同僚組の批准交換のふもワシントン
ルにおいて拝し右しる右のウイラードホテルと
称せしことを思れ別り、誠ふ此の新の字

を冠する因元の彫銘を紀のを紀るを
ふの案の如くふれこう舞踏ふも家の改造ふ
いるもの其の前身の日本伝第一行八十八を右も
し家ふること知れ、且つ紀元の元若干の
字生国の存しるこをもこ諸ふを字ふ
こ取りしるもの即ち此の十五枚也、

一行元豊前守一行ワシントン着の墓
二ウイラード、ホテル最前の名ふ
三大統領ニ向ふ大名行列
四供奉諸侯日米護衛兵敬礼
五本丸寝室内将棋を閉ハま
六使節ふる諸侯高官下僚士下坐

七　青柳人と使命

八　日本美男子未曾四人に歓待せらる

九　日本料理自炊

十　舞踏家を為す行書

十一　月代剃り

十二　洗濯屋又然

十三　あ坐喫煙

十四　乾燥枝柳を見る新

十五　ホテル店員家を為す

以て国技の大略を見るべし、北海弾丸あるべし

感ぜらるべし下僕士下生の国に米国人は必ず感じ

しことを、弾に数て衛日兵教授の国とせらる

米兵を立つて銃を捧げ日本兵は抜刀を捧く

あと劇場真ニ壮也、

列使村坂渡路守の記行中ホテルのまを記

して曰く

この家は方一町もあるべし四辺の角にて五階造

の大家美麗を極めの人合部屋

にて十五畳はかりの部屋あれば

二十四五人も居る家の食堂を設け著

の椅子は六七百もあるべし下司等も一

同に盤にて食ひ流る響き例の通りを

まるのなり

大統領ブカナンと謁見の儀ありて

海のうるはしき則ち衣服をまとひ彼方はいとあやしみて
見るさまなれどかゝる胡國に行て皇國の光
をかゝやかせし心地しおろかなる身の程を忘
れて誇顔なれども如何ぞ語るべき語句の武張
り固者とはいへども夕刻おそくに帰るの地船
後一同祝宴の席を設け全く大後船の七十
方餘の乗客白髪皺和して感慨もあるさ
のと高人と風くく黒羅紗の冠袖服引裾の
飾りもすべて大力もすべ云ふ
皆西別使い特元の禮装、四方の小長お
こ入れ毒き両霞をうけて撫ぜうるとと
まる、朱玉蒙馬車の四つ乗り北の小手打

人の乗り居る屋上に恭しく置きあることと
思のこと
朱玉蒙参観の例こと云く
例のもゝひき指筒袖して大喜び曰るさま副
使鈴の高き所へ登り体拝礼を拝の面市
のさまなるべく似たるこゝ
明治元年
北の方十里の別里しとる日偶と前路海岸の
平地の安に複雑四稜生来接年千年とん
ちゝ高くなる毎の高く附載られ拝りて洋り
時代と安に高き事の力の海こ地の沿岸六
年ちと十年頃のものなれ前の茅廻まるとと

々供面白き事共無味なり、一通て紀念の為家
に書すること、なせり　二月念日記

○海軍士官候補生　宇都宮鼎家

獨乙の貴族とつゝ家族たるべし、滿目舊の
こゝろ　敬前とあるべし　海軍士官候補生
七三人なれば　海軍士官候補生　すべての人
ハ皆長谷部なるべし　無爵　減し二十
五六貫の人なれば　十貫の減しなるべし、其の原
因の第一を賠償の欠乏なり、牛羊の因なり
あるべきなれば　北海の家畜も皆長谷部なれ

賠償をなさしむる為に賠償を求めさ
る海軍士官候補生の如き、皆無なる六的の皆無
なり而して能年ハ　敬前と云へるあるべし　敬
前の一的の年ハ　今の〇的と云へ　敬する
也　今の政府の政府の新聞紙　敬する
若新聞紙の如し　彼等の名譽を
労新聞紙平を給無　なるべし　益し
基しく一家族人職　職を所　なるべき
ハ給と給平の給と　其の給額の大な
敬授の給　なるべし　といふ、別のことき
浪費ハ賦課上　大なる影響あり、也
八ヶ月間と政府の勤　不穏紙類

る五十億マークの多きを出し、四年前の国債の額を問はんとせば、多くの人の驚くべきことなれども、宇都宮氏の報告の方にて全く現状を判ずるに、二十年を経過したるなり、うくる藩状と復するものとせば、独り国民の一般に信ずる所と、独り国債の額と、孰れか多大なるや、但此公文政治上敗れんとすと云へども、彼れ未いまだ身家の非を覚り、一大刺激の国民を奮起する無ければ、国債を見ること甚だ難しうん

と云へり

（二月廿日記）

○晒室孔卯十九枚 住雲山房久須美雪堂

顛倒

顛倒

和蘭也今日往途の節出し示さる、北印刻系
の名を聞きもと□宗戸潮坪（瑣）の著する
不後移聽而の為と悔し人今雪屋のまと
さる、十九枚時白寿山寺刻系このさる
れさる玩ぶ足る、偶り受け悔くりか開し接し
小物屋中のつまくさる
□時事改革の一例歟と云ふ外務省が等
我講和全権と要望との間を知らざる私族を外事
彙報と公刊し今一事と云ふ、設令此文と
さるも外務者のこときこと不則印と云ふこと注
意を拂ふへき官衛に奇怪なる失態実に
甚し、なく所に拘んへ公明者の名を注意

（二月廿一日）

を受け食堂刊行祝命の景報を及ぶ所の
回収し、又英国に謝を謝し謝罪を謝し云ふ
とする英国に礼謝を容思しとする故なる流
ます故に内地の改革回復して四方憲政運
の一端に接せんを改府の改革具とする
人方略考あるべかるべし
失を以て政府後効の実を育て新する
と鬼角英之切れすと云ふ
たる拘けとる沼多い流れに英皇が回復
の使臣と許し、特に新解けて流れとする故
あり、これ文化之を分ち失態を非
難の位するものなり

（二月二十三日記）

帝国全権の英国訪問

大正八年十二月外務省公報第五号

「外務省報」第一四八頁以下所載

帝国全権牧野男爵は七月十五日横浜港を出発し英国皇帝陛下に拝謁を願ひ奉り倫敦に於ける英国皇帝陛下に拝謁を願ひ奉る為の手続を進められ十月中旬英国政府より之が受諾の通知に接し愈々十月十日横浜港を発し英国政府の招待に応じ英国に向ふ筈なりしが牧野男爵は西園寺侯爵を帝国代表に推薦し参内皇帝陛下に拝謁を願ひ奉る上式部長官を招待せられ牧野男爵は西園寺侯の為之を代表し我聖上陛下御名代として英国皇帝陛下に拝謁し奉る

用意の答辞の朗読あり次に第五条に付内閣の上我陛下の宣言せられたるとの御伝言の後直ちに代表者を五人宛選出し僚属を御伝言に参加せしめ皇帝陛下の投宿を異にせる皇帝は長官男爵西園寺公を伴ひ公使館に於ける会議列席の者を招いん且コンパートの部屋に於ける我親愛なる親しき謝意を表せられる上休戦及平和条件を独逸に提示することを得たりとせられ国民の歓迎に応じ国民の歓迎に応じ国民の歓迎を講和條約中に挿入の旨を引かしめられたる意義を徹底せしめられたる事

将又世ヲ補ふ條件ニ就し批評攻撃をなすもの
甚多かるへきも多数閣僚之の利害錯綜し之れか
調和を計らむハ難事にしてあるへきことをも配慮
せさるへからさるとの説を述へられ況んや
陛下の御宸念として皇后陛下を従へ一同日陛
下に拝謁し後会事ニ御異同を唱ふく
公卿乃至ハ布衣の輩に及ひ皆の人の意
議屡し此終極にて打解けたる延ての家
庭的御待遇あらしめたる中程に至る結ひ
の御交換あらせらるへきのみにして陛下にも
全権ニ就し猶更ら皇帝の裁断に関し
陛下ら何等御意見を漏らされ難き事由

此高尚なる御心の問題に関し皇帝陛下ハ皇帝
を蔑ろにし附するに如かさる帝国全権として同意
を困難とする所なり我国に於ては歴史的根
底の深き思想あり之れか同意に容易なきし
難かりしも聯合共同の会議に於て出論を
一致する大局上の見地より已むを得さりし次第
なりと言上したりしに陛下ハ首肯せられ其和
蘭政府か果して引渡を決するや否やも
測難き所位置を換て其引渡を求めらるゝ
かぬきことあるとせハ其の英米両国の力の為め
しあらんも英国ハ之議せさるへく陛下ハ断然
御不同意なりと解せられ皇后陛下も亦日本

こハ又新名多くうん何百年の歴史を有する支那を指して主権者たる全国民と不幾成ろうと仰せられん皇帝陛下も和者の引渡を法律し得ずとの御主張あるとか

陛下の次に米国大統領に関しては「ハルビン」に出発遊ばされて大なる歓迎の現場を言葉に表わすこと多し而全権委員の演説を聴きしろうと御笑あり又支那全権委員に関し遺憾思さるる方を述べられんとする所なるの有り出るものなるべく一旦無約保護国の訓電を接しとなる最後なる及ぶの訓告あるを由ろう差し北京山東等に於ける風説遂に遂に起るなるを言上しなる実情なるを支那政府ハ激説して不断動揺し新聞の法を再び禁ずること屢々なり民意低き支那に於て共和政府を唱来する所以を知らずとの御意見なり巴黒幹地方共他に於ける共和国の増殖言及ならん北種共和国ハ果して有終の美を濟し得るや

との御疑念を述べられんなり西に関し日本も支那と同様民意低く改革後大統領選挙の問題ハ「ヨウ」ザ「ア」を推さん

可なりとの説あり、右は元祿の頃の書なるべし、同国の物産なる来たるべき沼市より現状を以てせば終に国本社主の目的を達し之を救ひんがためにも国のために出でたるの道無助力を要するなり英国の格言に社会重当働者を為すを得たるの御本意なり又為に之

○前略沼仙翁遺愛の尺八を撮影し俗化の所なんとし当時の愛用一弱見す翁の自筆なり

萬代菊と　　岩木古童心

沼仙子

の銘を金字にて書きしものなり又同じく

書きたるものあり、根[illegible]とハ水根の事をいふの俗称なり、また波の金書き絵をもつて千島五七箱身のあちらこちらに乱敷しえも金箱絵なるべし雅のものなり男爵ハ物と説り教育の者と使利なる故に四ツの刻んある板ばりあり、（三月廿日記）

○文求堂より開版の右二種を得、皆古史と参考に資すべきものなり　印ち左のごし

一　扉字世説新書　一冊

一　論語鄭氏注　一冊

二種共に玻璃版を以て（聯）照しなるものゝ世説ハ

書は我の図書界に於て著名のものとす唯四家と
合称せらるゝ連璧を見るに甚だ不便なりしを
羅氏四家に就て之れを傳り初めて連絡の映を
得たり四家とは初唐の虞世南褚遂良薛稷
と西晋論張鄭氏注は敦煌石室出土の殘
紙のものにして我が書本朝寺主大谷氏の獲る所
論張鄭と妹姉巻は大谷氏の得しものと、大谷氏の得しは
子論篇殘紙なりとす（きそんとこれを述べよ
り卿董と称する凡を四篇とす大谷氏の発見此
まんは十倍に論ずるものなり也、廣瀬の書法集味
あへなく真と稱せの珍也、金文しく北二書の粹と
上りなるを以て一見を得ず今の傳と文求

堂店所に之れを求めんと購ひて帰る大正九年
二月廿六日也

○かの義大使（仮志）西比利亜より帰来種々の事を伝
ふ、其中に婦女買収の事あり、これを昨年我邦の新
聞紙にも載せられし記さえる事なりかの
伝ふる所に曰く、俄国の廣汎の区
域に行はれたる軍国長反政下の
地区のみに実行したること也、凡そ婦人十八歳
より廿二歳に至るまでを国者として一日三時間
を限り男子の交接を許す、但し良人と一の特
権あり即ち優先権これなりとす、男子悪疫
を傳あらんかの刑の制裁あること、我人等と義

の国ハ即ち倉敷の国と云べき歟

つ此数年之間遠藤氏倉敷県政府を
為始とし[illegible]解散を行ふ[illegible]
あり大隈氏候と論ハ二三の未来事ハ候と雖
のことく論論中[illegible]共之廉に加いる候哉
嫌和合論の人もあるし揃へも揃へて二人(白)隠
居を派遣し此両寺と云ふ男を差い所合
[illegible]の文[illegible]居さ、仕事を拙て来
僅のことを公使にあるべきものに
嫌和の歌のことを[illegible]と努力を為すこ
とを全体和而にある特に実を事務ハ
大の勉強家ひもるが[illegible]胆を基に不鋭あ

て勘決の遅緩にあることを[illegible]名のしものにあ
嫌和合[illegible]の働きを要する而
[illegible]実行隠居ハ不向にある
と云ふ[illegible]実いる、それ[illegible]お鉢の言葉[illegible]

過ハり

あんな幸運に大義大任[illegible]あの男ハ
計算[illegible]計算に甚に情い男
に[illegible]任書を腹に入れ[illegible]
別にある、大義の主[illegible]
の流に無いと云ふ[illegible]
それ[illegible]お鉢に過ぎ
[illegible]泥棒に長しる

御答を拵へる非論なることを
聞けば之れを使ふ者らすとなるが丈の長所で
実に誠に面白無い
と評し、お国を来の内井ルソンも英のロイド、ジョ
ージカクレマンソーも皆な地位が危うくなること
なる、いくら御身こ功の高くても国民を信ぜざる
ハ立ちる共地位を去らざるべからざるの結果
ハかしくも迷う、今為新聞遊説の重流の点
有在して最も政友会を攻撃
彼等を在朝の位地を利用して所謂る地盤
を作れば沒さらし思を変り味方を作り利用
意人に癒着貪欲なるべき家事の根の中

のを恐つて等の上れ立脚して最も迅速政
治も同じ拙きものい、言ふを寡所政治ひな
へこと
評さる、候又曰く
同盟罷工や怠業世の中を一寸拍驚ろかして
来た、あるいろんう面白い、貴公は拍驚ろかこと
う嘆きに成り、北の地獄を仕事をする
ことい貴族ろかるべき様なるべ
と笑りる
庶民も政治面もそうして西池鉄こ、北の
外事業報交態なるつき語る
ナンテ、ヲ言ん御事を載せいうと云ふ、西池

八重雲の外国通信を皇太子殿下に御覧ゐ
入れることなりたるもみるに、あの記事も殿下
の御覧ゐのんとのことである外事業報編
纂の順目新しい記事が無い所から、編
輯者ご卿常嫁と相談の上、殿下内
閣のもとに採用しないのかもしれぬ。矢
一様的な業報を自分が政務局長の制
めたのに、其為を自分が編纂の衝
くあつたのに、此御覧もむちゃ沒交渉
無事な編輯者こ任じてゐる、これ内閣紀
地震の一端を言へべきか

と強き
世の大なる教を麻生氏の
のんとする家政家の家風
まつきまさまに矢野氏の
を提げ、洋りと志すとは先づ
人である、併し危なかしき
ことこころ冷淡ひある者のと
奏の出し手も無い校子ひある
の時代の侍紀出版
輯を後に
家を印刷して
山形縣庶を印刷する

（二月廿吉記）

一、ケ月のあき切迫の故君子ならざるも、偽紀素紙の素
匠の用意法を要し、暗り動す、前掲の
の通意の人八の蒔絵と倣ひ、沒と一の色を
色うん出すうとし、又んうくし前屋二枚の
間を移す前の書意の目白五郎の板に固め
ちゃすの他の色移と共に固めるもの
を出さんと考し前掲書の通の黒の書
意と之れを張板し、今、右素紙の中央
に何う蒔絵を要すもの、えうと前の
角をうる意をうる白鳥の二字を望者し
目白の五郎入れを掲げ、顔を編立し
白箔をう意をう慎むることうちう

前の意思をいろ〳〵黙指とする中に前この
興味書意を命じ、鶯の自像
を言きしめんとする一幅出ひ、而強者
は真と入の、上部と左の白襖あり、沒倫と
すれども、前の性格の一を又うれ是るこう
知ることを其中に数もるうもう襖八左の
余い迫き特来を指を断冥界にもしの
則ち閻魔王の廳を訪ひ大らか御ちる所なし
王いちうや北京国八文明の意匠を施し法
を的あり刑を寛うす前よ警狀八因縁
の改悛を促す核園ろう然るに王の実刑
い殘忍酷遇ろう刀鋸鼎鑊共酸を物

の獄も亦等活地獄叫喚無間苦楚其数を窮盡す　抑此の境と異なるもの真記に一貫風仁の帰す豈其事行無愧の激刑を受するを湯王誅の深く之を思へ王者し頑愚不肖なりと雖も金人光つ王に天誅をかくの如く猛烈なんか金人光つ王に天誅をかくの如く猛烈報恩基の法佛善義の法を以て集し彼等の主旨なる大慈大悲を忘れ如き刑法を敢て之をしめいと悲哀其知を一するもの以て其限を窮ること諸なり金人は若し日本武士道の本義を表彰せんもの古武士の儀容を持ひ以て

明治四十年十一月稿於東京眼白堂
正三位前内務卿

○近年寸珍本義と石南らの、落集九百種と雖ども之を[illegible]停毫、斯の情実又便を論ずるに可なり、此右二種の寸珍唐本を始め一切今歌謡歌二冊一い泡沫人物美錦八冊とす、此三種本なるも便甚不鮮也　四月銀行の渋停上支部の傷人此年と比すれば三倍す、唐本を始め甚九死利し

○坂本嘉治馬氏出崎陽より帰

吉岡（一五）を訪ふに、小野義真氏と共に義真氏と墨江の
ものにて　陽堂先生とあり　義真氏と墨江の
一端を談ずるに、岩崎
の歌　東山と云ふことを初めて知れり　岩崎
氏、内表を旅の宮守中のるを
拙し　前略云ふ　三箇社創設の
吉牧と云へり　岩崎氏の能筆なる
文章も伝義なり　とことなく　高倉容
を伝ふる不易　実豊家一輩の吉岡と選
を異にす　余吉岡伝味を棄てんと欲
崎とハ　稀縁なり　架中と約する　六月の
也

三月十一日

○三年前　早稲田内江の時　余ハ終身維持をなし
難し　天命を放逐するの　方便　明治九年　自ら
[illegible]　鞭牡なるを甘んじ　森村男爵
弦一を終身維持　[illegible]
復すべしとの内議　[illegible]
[illegible]　今ハ天命一流を　[illegible]
[illegible]　田中　[illegible]
け、余の自流を求めるを先
に後一[illegible]ハ　御力を　[illegible]
も無けんハ　難し　[illegible]　[illegible]
の　先年の自[illegible]を　義[illegible]
とする　強て我も強[illegible]　田中の[illegible]

位ニ至テ復スルヨリトモ、今ノ先年ノ実
ハ如何ナル今ク拭ヒ去ラン乎也　三月十一日記
○八ヶ月目所来ヲ祝賀シ申ス事ハ
行雅ヲ迎ヒ四時日大供養ノ
屋ヲ西ニ、尾張ヲ一時ニ
御陣ニ世界ノ大勢ヲ前ノ事人ヲ事
夫ノ狂暴ノ態ニ陥ル世界ノ様祝ヲ
男ヒツクアルコトヲ如言シ、維新ノ四
狀ニ比シ、情勢流ルヽ者ノ
ヲ流ル者ノ神経ヲ
ヲ尾張ヲ其ノ例ニ陥ル
内情ニ陥ル事ヲ及ル駿河ヲ誠ニ

ハ、大概候寄稿
ニ接ル三人ノ不論ヲ訴ヘ論ス
ルコトハ恐ルヽ所ニ非ルヲ
し元練也　三月十一日
○近代和歌ノ撰出シ
倶言道ト、発軍暗論ト大
一部ヲ集ノ集ヲ淡ル其ノ
ヲ雪ノ未義ス、此ノ坊ノ例ニ代ル
信濃輝ノ言ノ歌集一巻ヲ得ル
ル言道ノ隠ル事ヲ義モ、信濃ノ言
道ヲ論ル詳ノ也一夕恥後大いに興
ヲ覚フ此年刊ル不ル巻音

金子堅太郎の序あり、金子の父は蒼し言道
を扶助せる縁因あり、今まで言道を記れ
たるものとは思ひもよらざりし
あるべし　三月十二日記
○秋天園印譜二冊　雲間陳在錸の刻する所、久し
く聞きて未だ見ざりしものゝ印譜にて未だ曾て見ず
甚だ綺靚の書に、昨日偶ゝ村田書店に観る、
永和の雑誌をもとうて四中形にして大小の
印を収む、すべて進心に、諸氏猪印賞を募
しなるは陳在専に、其名似たるも何の因縁あ
るか未だ知らず、此印譜は崇臨家の手に
購ふ、此書店に五岳の寸珠書画帖二冊揃あり、

從計三十三枚を収めて坊間模販の五岳寸珠
帖あり、これ其の原本に、米芾静の書店
猪見の雑誌をもて模版を組む、猪見の経
る所といふて寸珠文庫中なる宜しくべきものにて
つき購入る
○石渠錦箋石印本五十冊を購ひて　此書乾隆
帝の御花帳に、欽定四庫全書中のものなるを
刊せるを、退ひ原には本邦に来たる山本梯次郎の
不羨と流翔　支那に指定排印し初めて流布
す、内府書画囲の目録概略これに備はり、殊
に各書画之解説あり、支那書画を玩ぶもの
の参考とすべきもの也、別に目録の文を石印と

附しなるものあり、余一所にて又東京に得てわが塾中のあり但し第三篇三冊あるなり　三月十四日記

○浅田侍士実業学の都会義人と称すべき也浅田の人の実業の道に上ること（つき）昨年早稲田の四人を永楽俱楽部に遣し、其の事あるを待ちて其の業の上高田侍士祖道の為ハ前年高田と実業の為田と洋行のことを企て、今回の洋行も其の旅費を用ふすと云ふ也浅田侍士自の実行也

○此度の会合も動揺なれども振ふことを唯此坐所にて為ふ日本の行ふものも知らず、国投銃もなく洋行の十二階も為ふ帝国議会の開会を待ちて洋行を知らんと欲す

十二

さらも日本を去つて西洋に出て日本を知らんと欲するなり、即ち西洋を通歴し其の政治を見、国投銃を見、浅田の十二階を見んとすと云ふ皮肉なり浅田氏三六年前を顧えるに初めて出でしなり云ひ三十年前洋行の時を使原と云ふ九十年の寿を約すと云ふ高義なり、浅田又云く自分の名を和民と云ふも人或ハ洋民と云ふ、自分の早稲田を校れさるもば日本に居り不て西洋と迎け込む洋民と云ふなり云ふて浅田氏を暴し一生の思笑を博しなり

三月十四日記

○京都の下村大丸氏来て主人に先きなる

之人、所帰と称ひ後ろを大阪の底堂に入る時
山路の出まるを、餓ゑ之熱毒と火災の苦を
躊躇し居る内、先方より昨日上京の
ある、ものは損害保険金を差引八十銭日と
よるといへ、あるべき義務の業ハ七千銭日の株式
俱楽部に改むること、最早株を満株に
無んとすと云へ、其の神速なる流石に大風秋
年の信用の大なるに一驚を喫したり　同上記

○川合巷を度ぶ

支那にも好事家
印度土耳其獣類
あり時代の表徴

○五月の時なる事を書きて迫れを問
山田氏と山本和吉氏と志しなりと共に出
まりて山路を求めたる早速五月利用
歌の数十首あり　先んずる歌の
嘱望　言葉　○歌の作
りなる和めてくとなり
○山路なる歌に志すとなる大限
言葉の如の如のもの
うつしそいとそまるく其味を成し、道遠に
さんとそ其なる者、道遠
道遠の私淑すべきこと
道ちんやと思ふ

（三月十七日）

路と覚えるやこそ、
嘱望ちんと言葉

○今次の御分解数ハ全く政黨なる政黨の地位をもとの自由黨と改進黨なる政友會ハもとの改進黨のみくみなり、善惡ハ如何といふも政黨政黨か立憲政治をなすに切なるもとの自由黨こんを立てるもおのり世を治めるの世なりけり、立憲政黨の世の中ハ者果ハ如何なるべきか、地方ちとの比較ハ如何なるべきか、但しこんを立憲政黨なる政黨政黨なるべし自由黨進年の立憲政黨なるべし或ハ地の呼稱をもしく得のけんかもとくもとの政黨の政黨なるべし、清黨えんを以て爭ふ

意氣もあらざれば、結局数年を経ての政府の意氣を高
くし改革を企て減税をなさ
ん意氣なるがなし、これらの為めなる事あるを
施し悔る所なく、現に廣濟寺藩の事
件の如きを推さんあるべし、されど其必要あり
とせんか、寄生の我を廣濟寺藩に授けるの果
を立て之れを香餌とすることきは、公器濫用の
一例なり、今の形勢のごとく、富改革者に拘ず
政府元分の働きを為さざるも猶を知らんは
免れざるべき極論なる事あるも用の人たる
こは勝つて知つて其の地位を免ずるものな
らん、なるときんば支倫の政治人なる者力を

居ひこの多くの勢力を増大するにあらざるべきは必至也
但し此必要に際し改革なる、所謂
倫敦と称する堂吸上支倫事を統轄すべきなる
べし、かの薩藩の御の潔廉なる山縣を始めとする
さるべき別意若者
の敵のあるべき歟、されどの分の敵は原
薩藩堂吸上選挙選ばれざるべし一選の後毎に加
ず、堂のあるがかの藩の思惑を拘束されを得
しあるべし、田舎なるべし、堂の為に新
成り難し、寄改革は若者人とも
切つて大名の目より中原の廉を手入れする

客衣餘塵　―(2)―　山花

小精廬

□人には趣味がある。趣味には差異がある。或ものは書畫、或ものは刀劍、珍石を集めるもの古錢を貯へるもの、千差萬別限りもないが、大抵はそれが限局された狭い範圍で其特殊物以外には勢ひ冷淡ならざるを得ぬ。

□所が獨り春城市島氏に至つては元來「趣味の人」として生れたかとも思はれるばかりに頗る多方面の好事家で、最も多くの人々が好む書畫や器物は固よりとして、眼に觸るゝもの悉くを氏一流の趣味眼から見て之に大なる感興を托するのが常である。殊に久しく古往今來の大家名流の尺牘を蒐集し、此點に於て「日本第一」と人も許し自らも亦任ずるだけに、學者、文人、才女、賢臣凡ての時代と階級とに渉つて比偏らざる自然の情を語つた手紙が、山なす卷物に收められて天下の愛好家を垂涎させて居るのであるが、氏は又近來變つた方面に眼を轉じて專ら[illegible]を漁つて居られる。

□それは支那でいふ袖珍版、即ち或尺度を限つた小さな寸珍本といふもので、凡そどの位あるものかとフト思ひ立つたが動機で爾來それを集めて見たい例の趣味性が動いて止まない。此思ひ立は一昨年の春からであつたが最初の計畫は先づ百種ほども集めて所謂寸珍百種といふやうなことにせうかと考へたのである。

□處が百種位は容易に集めることが出來た。そこで進んで三百五百と發見することに努めたがサア斯うなると行詰つてしまつた。元來此寸珍本、即ち豆本といふものが今日決してそう澤山には無いものである。第一小さいから失せ易いし、又作り難いものでもある。昔のやうな悠長な時代ならば兎も角、現代の如きセチ辛い世の中に、斯る繁瑣な一般世人の喜ばぬ小本を手數をかけて公にするものもなく、古い頃の出版物は散逸するといふ具合で五百種位を集めるまでにもモウ東京は漁り盡して、止むなく更に人を介して京都、大阪、北陸地方など、著名な書店へ非常な苦心で捜索專ら力めたといふ。

□熱心は恐ろしいもので一種二種と手に入つたものが何時かは意外の大部となつて今では凡ての豆本が種類にして九百、冊數にして三千といふ所まで漕ぎ着けた。斯うなつて見ると例の趣味性が更に頭を擡げて來て昨今では一千種にしたいといふ望みが市島氏の胸中を支配して居るで氏は愈々手に入らぬ豆本を見ると、それと同型のものを作つて一々寫本を拵へるほどの凝りかたであるから此凄じい勢ひでは豫定の一千種に達するのも格別困難でないかも知れない。

□此一事から考へても志は大ならんことを要する譯で、同時に又中途で廢し易いものではあるが其難關を突破すれば案外樂に出で易いものだといふ教訓も自然此中から掬ひ取られるやうに思ふ。

□其居室の各所の周圍に、雜然として此玩具のやうな豆本が箱に收まつて積み重ねられて居る圖書館では保存不便で相手にせぬ此小さな本の持主……此點でも亦明かに日本一たる市島氏が嘗て早大の圖書館長であつたことなどに想到すると、斯る圖書館の[illegible]あるらしく思はれて興味深い。

□箱から出して示されるのを見ると、詩集、畫帖、俳諧、歴史、謠曲などあらゆる種類に渉り中には雛に附屬した本や、繪本類も亦多い。最小は一寸位、實に愛らしい又珍らしい小人島の本室へでも行つたやうな別種の興味に動かされる。

□市島氏自ら其居を小精廬といふ。蓋し大にして粗ならんよりは小にして精なるに若かずといふ所から取つたもので、寸珍本を蒐集する氏の趣味や主張やを此三字がよく說明して居る。

□自分は此小精廬の閑靜な室で十日餘りも筆硯に親しんだ。そうして、絕ず多くの豆本と晝夜を共にした譯である。從つて倭小に出來て居る自分は幾分此室に馴和したことであらうと思ふと覺えず一人で可笑しくもなるが、併し自分の性格や天分が「小にして精」でもなければ「大にして粗」でもなくて寧ろ「小にして粗」であることに想ひ及ぶと、深く此室に對して慚愧を感ずる。

六雜の記　　三月廿二日記

○[illegible]の記[illegible]左の記事あり　[illegible]

[illegible]余か家ニ寓する旬日、日ゝ小精廬中ニ在りて筆硯ニ親しく、夜ハ此廬中ニ臥す、[illegible]

[illegible]

三月廿[illegible]日記

白雪凍蟠銘
唐中仲春黃鉞刻

黃象法石
唐中仲春
黃鉞刻

唐法師碑
黃鉞刻

雙白石
黃鉞刻

○玄道の和歌巻、歳月巻末并に題する所の和歌本卅と題巻して之れを小物庭架中に置く、寸冊に勝れり、偽と此和歌をとりて後に写す、崇公の古体なり、柏山亭の詩本草刊連す、前の注文しつ至きなるもの、金人しく北方を蔑んと称しを得ず、今偽と和歌本卅を以て接ぎて之れを得、点一寸ばかりなるべき歟、北方類古琴書の珠とする書ン、金人の時に蔡松年の珠柱なる者の高巻し二部ン、如亭ハ生前之れを得る云の風とありといふ、刊公用九に金単の古あり、彼れと比べまんハ、こん玩味を於て優るを覚ふ、

○北岸後の海氣候忽暖忽寒殊に不順なり

右病あるもの危険なきにあらず、舊臘来海岸に
勢力を逞ふ時汽船の傷ものを脱し度の経過
を見え居候とし、兄の病勢後務化を変ずる
ことなきも其内、伊豆の海辺に保養ちんと給
今日行く、（三月廿四日）帰る此の二天甚に寒く殊に
○陸の雨さえあり、梅花も漸々蕾開し四
月廿八日八早大チラ〳〵雪すら降り、前日来と丑
寸餘の降雪なりと伝あり、生徒を捕へ新花すす
るも、兄ハ感冒にうなんのうとなるつゆやき者
りに帰えることを主張す、殺さる月末の新春
も喜ばるし、廿六日朝こゝを帰京するこゝろ
此の滞在間ハ別ゝ述べすこゝもとく、暫らく略記

全集を編纂し、寸暇れ分の和歌を和歌しを
の外、○梅花て出ずるの大漏言を和して二冊を
今又、曙覧集を得、○貧の特色
○架中のものとなすを得ず
○三月廿九日、日本女子大学に出業式を行ふ、此の末
女史大学の部家政科の業を卒り、此方を受く、
大学の部（家政科）の卒業いまし程なく、然れども余か
家に大学科を得業し、帝大を卒業する者、
と第七家政の学を帝大を卒業する、此一世子なる者、
次男時雨の為の早く学業を務め、此の一世子の
為の角方、才義育を受ける、終りに八家の
祝せらるを得さる也

○熱田にて行はれし大隈言道の歌集を購り、えゝ和淑ちんことも新たるとゝ共に折角志しとて歌反、例のごとく中道すりし度もの故、奨学会を書状を書しとる意、なりる書生、此ものゝ存生中度々紙し、其後の御歌書きつけ示さんとて、所々反収む

四月二日録

○寸玲本漸やく稿をなしたる程に達す、此年八月の数
かゝる十四種、此年十一月八日程、されども四ヶ月を費し
僅うして程を得たり、割合五ヶ年、千種に達するに
尚ほ半歳を費すべきか、此の九百種の内、自宅本
八十冊（中に友人が言へる如く）ありて
此の寸冊の字は、元つべきもの全く盡きぬ、
此の寸冊は一昨年焚本せしめたるものなり中に書

巻の本も十数冊あり、る冊の内人の所望するに
あり、手元にあるを流と書きたり、初めは玲を
の花集を思ひ立ちたる時は、九十種の上に必ず
は寸玲自宅本のみにて、但此分
し程を思ひ、自宅本百程の寸玲を抜萃せんとす、
今あらしく鄭寧なる自宅すべかりしに、百五拾卒
の筆にて、特産中のものとなすこと、然れども
今の程を抜萃せんとす、今左の類を別に自宅
本の目録を書流に挙げん

書目録　寸玲書目　家書目録　別置図書目録
渡辺書数録書画目録　渡辺書数録図書
目録三　家蔵印譜目録　家蔵印目録

卿人詩話月錄一
清風瑣談一　茶董一　對客言志一
書茶分個語一
酒　題秀錄二　酒中趣
句　一茶句選一　無村二種一
和歌　曙覽集一　言道歌集一　本草和歌一
川柳　樽腹集
詩　集句閑坊二百首　唐絶新選　臥遊小詩
徐西庵詩話　羅漢唱偈　花月吟
落花詩　古詩　含心詩錄
花　聚芳金
洪數　印文漫抄　影響備攷　警後錄叢

書史　四書小識　過眼錄　東壁雜抄
畫論　留師友畫錄　畫論　往　山形岳論書
紀行　西京三日記　京野話
隨筆　墨林小識　墨林小葉　銷夏錄錄
竹田瑣々錄　親燈小抄　時代痕二
小野庵瑣錄　小野庵日抄　初心抄二
雜抄　粒珠錄　清冷集　癡仙肥錄
傳奇　二編後子傳　吸苔淡欄

以上五十四種
七十餘冊

大正九年四月四日記

○茶道、全く高尚の趣味を含蓄し、古人の精神を表徴するものなり

て朝うて君、君の任ずる図書館にて早稲田これ
り仏を学んでみることを図書を見むることを是ん好
あること、余輩、家義の書籍を概観図書館にあ
ることを、自ら蒐集するの已むを得ざる不以
ることと、答信せず、所して詳説す、図書館いあ
る図書の府なる相違なきも実に然らず、大いに倚
ハるの図書館と若し実に然らず、余図書館を知るう
故に通之れを知る、図書館斯程まで種類多き
ものン、まく図書館の方法の属するものも必ず
し時々刻々新説及需のものを蒐集するあ
ず十年一回の説を待つ数の者のと若し備ハる
ものを、蒐集もおのること地に多く彼んとめるべし

し書く後に疎なるものあり、余が蒐集するもの
ぬき（概略図書館の蒐集の疎なる方面あり、余
等うて名図家書簡三千を蒐め四出るの巻ふと
作り、之れを一所に置き）殊に書文庫と名つけること
あり、書簡い数図書館に絶無なるもそれも、斯
余が蒐集のぬき）記模ハ日本の図書館ともなる所也
余ハ印譜を蒐集する十数年今架中に在するもの
二百往しのみ、元来図書館に絶無とえいて又も
決して多く備ハるを倒とするものン）寸珠本九百往
これ余くの山年蒐集のものなるを、地の寸珍と言ハ所謂
至本雖本のぬきが本ならし柳湾の林図月令程度の寸尺所
本を言ふるこれ図書館に於て多く無きまを

何んとなくば図書録の備のるを以ていまさるこのうち、何んとなく
ば散佚の[illegible]雲[illegible]抜甚だ面倒なるを破せ、六書
書部類に入るべきが故を以て図書録に例あ[illegible]
さる者の内に法帖の如きものあり、余は近来日本人
殊に書家の人の法帖拓本の芸苑集を心の外に[illegible]種と無
んとす、こん数も六図書録に無き部類と云を得べし、
閑房の書、即ち春書部類のものも分示を忘れるこ
とるの所なこんも図書録に多く載せるを例とす、余
も亦此趣味なきこうなるを多くを有せんも尚は数
十部なり、亦ここに図書録に多くある一種の図書部
類あり、[illegible]この一種のものは定名なきを以て余は偽
りし雅書と命せんこと、云を文人墨客が風流好事の

[illegible]僅の部数を作り同好者に領[illegible]つを目的とするものなん
此の部類と詩集文集等概ね文人書
[illegible]挿[illegible]茶道展観の記[illegible]を徒らに概ね文人の内書
を刻せる者面を挿み、唐本を倣ふて装幀し概し
て趣味あるもの[illegible]、此の一類に書画帖を書冊を対し
る類似のものも所謂配り本と云ふに属し、発表を
主とす[illegible]文井[illegible]凡案の装幀を供するものの[illegible]
其の数は数百を数へるもの[illegible]家花[illegible]方程[illegible]
あるんか、こん六図書録に載せざるものの[illegible]
尚は[illegible]等のおし茶書(英茶)のごとき限りを集
めんとして[illegible]其の九分程は集め、又[illegible]横本
[illegible]帳面形横本所謂四[illegible]の各種を得んと

然るに今日に於て之を蒐集し、之を整理し、此等二種の図書館
に於て備へる所のものゝ如きは偶然存するに過ぎず、敢て
専ら蒐集に努め故に蒐集を力むるに如くさえば全備
を期すること期待し難き遠からん、之れを実行するに当り近
年購ひ求めの図書は上海の如くにして、図書館本と
多くは重複せず、寧ろ彼れに備はらざるものゝ
多きを、客歳に初めて舎得し、さて図書の
範囲は広きに亦一驚す、実に余故られ図書
館を設くるものを集むるの志あるに、偶然
の間に著し、昨年来蒐集の端を発し、遂に
上海の如きこと多きに至る

四月五日記

○速の降雨寒さ多く無聊に苦しむ、偶〻骨董
商より豪華の雲形図、清の印
譜（三冊）を得たり、豪華の書、漫閲を欲
くの雅あり、これを以て消日の
まくきことのあり、古清の印譜は、亦印を
く収む、多く乾隆清興を示す、即ち共に
入る

四月十日

雅鬼文庫
醉雨丸家

此後の印譜
多くは、
こゝに
も刻せし
歟

私の寺子屋時代

坪内逍遙

上笹島村

極平凡な地勢の、まるで石盤（スレート）のやうに平坦な、さうかと言つて、武藏野なぞのやうに、何處となく大きいといふことを連想させる茫漠とした趣きがあるでもなく、どうしてこんな無特色の地から信長や秀吉が出たらうと不思議に思はれるのが尾張の平原である。その尾張の平原内に於ても、中央部だけに、殊に平面的な名古屋の舊城下には、碁盤割から一里以上蹈出して見ても、尙やつと小丘ほどの八事山が只一つあるばかりで、水といつては、海こそは約一里の南に伊勢海へつゞく尾張灣を控へてゐたが、河は堀河の名にし負ふ人工のものがたつた一流れあるばかり。けれども名古屋としては、それが其街を貫いて流れる最大の水であつたので、其やゝ河下の兩岸に植附けられて年を經た櫻の老木は中々見事で、堀河の花見といふと江戸の向島のそれ扱ひ、私が十一二から十四五頃までは、折々父母と共に屋形船なぞに乘つて、見に行つたのを思ひ出す。又沙魚（はぜ）釣りが父の年中行事の一つであつたので、年に少くとも二度以上、同じく其河を、——家族一同が暗いうちから家を出て、多勢の時は、近親、緣者、出入の者を併せて、二艘仕立で、晝夜の支度をして——船

で下つたのを思ひ出す。で、其頃は、それを隨分大きな、隅田川ほどの川とも思つてゐたのだが、其實は、たかゞ小石川の江戸川を、一倍廣くして、岸をずつと高くしたに過ぎない河だ。

さういふ風に自然のニュアンスに乏しい土地柄だから、名古屋は——今でもさうだが、むかしも——ずつと場末へ往つて見ても、郊外へ蹈出して見ても、何等の變化もなく、一體に明けッ放しで、平板で、奥床しさといふものが更に無く、名譽の天守の金の鯱鉾なぞは、殆ど何處からでも萬遍なく見え、殊に、父が退隱地の上笹島村の長屋の窓からは、眞東に當つて、朝日に夕日にぎらついて見えてゐた。

此上笹島村は、正しくは廣井村の一部で、今は立派に町内へ編込まれてしまつてゐるが、私が父と共に初めて名古屋に移住した當時は、名古屋の西郊の村落で、堀河の傳馬橋からは約七町、江川と呼んだ溝川からは約三町の田圃路を隔てゝゐた。笹島村に上と中と下とがあつて、おの〳〵六七町づゝを隔てゝゐた。すなはち今の名古屋のステーションが下笹島村の所在地であつた。

笹島は一寸龜井戸といつたやうな風情の處で、とりわけ上の笹島は、藤や躑躅で客を引く泉水築山の小遊園があり、茶店があり、そこに笹島燒といふ名稱の一寸した陶器を燒く老人もをり、風雅な隱宅も一二軒あつて、勝地に乏しい名古屋では、春先の行樂地の内に算へられてゐた。周圍が悉く廣々とした水田なのだから、あたりに邪魔がなく、風はどちらからでも自在といふので、其頃盛んであつた大人本位の大仕掛の凧揚げ競爭の定場所にもせられてゐた。

其上笹島村の取着きの角屋敷を、丁度それが賣物に出てゐたのを幸ひ、父は、家祿を奉還すると同時に、隱宅に買ひ求めた。前住者は城下の米相場師であつたから、ともかくも、土藏が一棟附いてをり、地坪はたかゞ五六百坪でもあつたらうが、築山があり、蓮や蘭や河骨の茂る泉水があり、丸太三本の橋があり、青いうちから捲つては叱られた蜜柑の木の大きなのが三四本あり、矮の自分の脊よりも高かつた種々の躑躅があちこちにあり、其築山の最高所に立つと、其矮の首さへもすぐ前の黑塀の頂きをずつと拔けて、忍び返しの間から——すぐ前が村の往還で、それに添つて、江川から來る溝川が走つてゐたが、それを越して——ずつと遠くまで、中の笹島、下の笹島、丁度今の名古屋ステーションの界隈まで、一面に青々とした田の面が見渡された。前の主人は、時々そこから米の出來を詠めやつては、其秋の氣配をトしてゐたのであつたさうな。

建坪は——さア幾ら程あつたらう？　表門の一方は板塀、一方は門と屋根つゞきの二間建の長屋で、それに細長い米搗場兼帶の納屋が附いてゐたから、門から玄關までは六間以上でもあつたらう。玄關は古風に大きく式臺を設けた八疊敷。其脇に、如何にも相場師らしく、米俵なぞを持込むに便宜なやうに、廣々と土間を取つて、其向うに玄關と平行に六疊の女中部屋（或は下男部屋）、土間の正面に京都風の中じきり、その格子戸をくゞると、同じく廣々とした土間を控へた臺所、大きな竈に大きな釜、式の如くに荒神を祭つて、それに供へた松飾りよろしく、其隣りに普通の二つ竈、それを右に見て裏口へ通り拔けると、そこに井戸があり、外流しがあり、第二の納屋があり、畑があり、裏木戸があり、やゝ離れて花壇があり、そのつゞきに裏庭があるといふ配置。間は八疊が客の間、それと玄關の間が六疊、佛間が長四疊、居間が八疊、其次がやつぱり八疊（？）、中の間が六疊、それに前記の臺所と湯殿。

角屋敷だから、今いつた通り、すぐ前が往來、横も往來、さうしてそれにも溝川が添つて流れてをり、東北には水田を隔てゝずつと一帶に名古屋の市街、其他は、宅と同じ並びに一列、裏手にそれと平行して更に一列の草葺の農家やそれにまじる二三の別莊めいた家と一ケ所の寺院があつたばかりで、左右前後とも水田。其往來といふのもやつと一間ぐらゐの幅であつた。

けれども宅の長屋の前は、田圃づたひに、一方は名古屋へ、一方は日比津海道へ、又一方は佐屋海道へ、一方は例の秀吉や清正の出産地の中の中村方面への四辻に當つてゐたので、自然の必要上、宅の前十間四方ばかりの處だけが一種の共同地になつてゐて、そこに小さな觀音堂があり、形容の岩組に一寸した植込がしてあり、堂に相應した一間建には堂守の老夫婦が住んでゐて駄菓子の家體店を井戸端の石の手洗ひ盤と並べて出して、村の頑童や馬方や人足や村方廻り

の小商人なぞを顧客にしてゐた。さすがに觀世音の緣日となると、此小コンモンが村の公園の役廻りをして、殊に盆時分には、納涼かた〴〵村の老若男女が集つて來て、夜深けまでざわめてゐるのが例であつた。ずつと後には、角の長屋を自分の部屋にしてゐたから、私は聞くともなしに、此村相應のいろ〳〵の、スエイン、ラツス間のロマンスをも洩れ聞いた。

此觀音堂は、相應に由緒のある建物でもあるらしく、先年往つて見たら、周圍は悉く家が建て込めて、昔の田が町になつてしまつてゐたのにも拘らず、此堂だけは殆どさながらに殘つてゐた。

讀者よ、赦して下さい。脚本を書く時に、先づ背景や道具立に念を入れるのが癖になつてゐるので、つい詰らん家體しらべに紙面を費した。もうすぐに本談に入ることにする。

名古屋へ移る以前は、私の父——平右衞門、又平之進、後其樂——は、美濃の尾張領、加茂郡太田の代官所に居た。若い時分からそこに勤務してゐて、代官の次官のやうな役をしてゐたのだが、私が記憶してゐるだけでも、前後三度長官が代つた。最後に、明治の維新に伴つて、藩制が改革され、藩の其頃の傑物田宮如雲が太田へ赴任して、舊代官所が北地總管所といかめしく改稱された時、父は調役といふ職を辭して、尾州藩譜代席格十一石三人扶持を奉還し、前記の上笹島村へ退隱した。もう齡も五十七歳、新時代の職責は負擔し切れないと自分で見切りを附けたのであつたらしい。それは明治二年の六月の事であつた。其頃、私の姉三人はいづれも名古屋の士族の家へ緣附いてをり、一の兄は藩の用務で信州方面へ出張してをり、次の兄は、如雲が特に編成した草薙隊の司令官として營所へ赴任してをつたので、家に殘つた血族は五十八歳の父と四十九歳の母と十一歳の私とだけであつた。

此年齡關係によつても推察されるであらう如く、私は多勢の甥や姪の或者よりも年下で、孫同樣の末ツ子で、隨つて幾文がたか甘く育てられ勝ちであつた上に、折柄の維新の騷擾で、丁度私の七つ八つといふ學齡頃から、太田驛が東西來往の一要衝となり、其附近一帶が何となくさは〳〵と落着きのわるい場處柄となつてしまつたので、學問はあがつた

り、明けても暮れても兵法の調練、擊劍の稽古、大砲木砲の打試し。宅の裏手がすぐ高石垣で、そこが廣場になつてゐたから、大砲の打試しがあるたびに、家內中の障子がびり〳〵と震へた。さういふ有樣であつたから、私はとう〳〵十一歳までは寺子屋へも遣られなかつた。素讀は『實語教』の「山高きが故に貴からず」を皮切に、一の兄や次の兄に、おひ〳〵と『孝經』、『大學』と叱られ〳〵讀み習ひ、習字も兄や姉婿の書いた手本で問に合せ、其他は敎へるはうも氣まぐれ、習ふ方は尙更の眞似事同樣で濟し、あとは日がな一日ぬらくらと遊び暮らして、何の益もない繪本や草双紙や稗史（よみほん）を見散らかしたり、「木の實（み）振り」といふくだらん遊戲に夢中になつたり、次の兄にねだつて鳥羽繪まがひの擬造草双紙を毎日のやうに書き繼いで貰つたり、自分で形を成さない木偶の坊を畫き散らしたりして無駄に白紙を使ひなくし、「道理こそ未年生れだ」と言はれ〳〵して、十一歳の夏までを過してしまつた。

生得が平凡であつた上に、さういふ扱はれ方であつたから、十五で代官所の內詰手代格に出仕した一の兄、七歳で一里餘の近村の手習師匠へ通學し、十三四で名古屋の劍客某の許へ入塾して、十里の道を年に何度と徒步で往來した次の兄なぞとは、全く種ちがひと見られた程に、私は柄も小粒、智慧も晩手（おくて）であつた。

衰殘の寺子屋

名古屋へ移つてからは、さすがに斯うしてもおかれぬと、兩親が氣附いたらしく——幸ひに保存された父の其頃の「日記」に據ると——明治二年の七月廿日に、私を名古屋巾下新道町の柳澤といふ手習師匠の許へ入門させることにして、自身で私を連れて行つた。其束脩が金五十疋だと明記してある。まだ其時分には、父の頭に、丁度小さい赤蜻蛉ほどのチョン髷が乘ツかつてをり、たしか、私は、紫の紐で髮を茶煎に結んでゐたかと思ふ。が、大小は、正月の年始の外は——いや年始にさへも、——もう差さなかつたやうに思ふ。

これが、ともかくも正式に師匠を取つて、敎育を受け始めた時であつた。

今日の初等其他の教育とても、嚴密にいへば、其理想に遠いことは勿論だが、それでも私なぞが受けた家庭や寺子屋のそれに比べると、天地雲壤の相違だ。今の少年は幸福である。如何に私が質が下等で、生得のなまけ者であつたからとて、せめて明治十年後程度の小學教育でも授けて貰つてゐたら、もう少し早く人間並の智慧が暢びたであらうに、十二分の厭氣と懈え氣とを以て、屠所の羊の如く見臺の前へ引出され、「穆々タル文王、於緝熙ニシテ敬止ス」だの「節タル彼ノ南山、維レ石巖々」だのと審判官聲で宣告されるのだから、初めから耳ががん〳〵して、心そこに在らざれば見れども記えられず、聽けどもすぐ忘れツちまふ。記えないと、審判官は手に持つてゐる尺何寸もある竹の字突きで、見臺の端をぴしりツ！　其たびに小羊の左右の腕は覺えず肩ぐるみびくツとする。さ！　「其奥ニ媚ビヨリハ寧ロ竈ニ媚ビヨトハ何ノ謂ゾヤ。子曰ハク然ラズシテ罪ヲ天ニ獲レバ禱ル所ナキナリ。」さ、もう一度！　何度繰返して讀まされたからツて、——とうに問答は濟んでるのらしいけれど、——それが何の謂ひだか、到底呑込めよう筈が無かつた。

習字とても同理であつた。「世界は廣し、萬國は」と和讃式、阿房駄羅式に面白をかしく手本を仕立てることは福澤翁の卓見以後のことなのだから、其以前は、「名頭」、「國盡し」、「商賣往來」、「用文章」いづれも舊式の乾燥無味。「千字文」に至つては、半分以上は陳腐漢でもあり、無用でもあつた。

算術とても同理であつた。二一天作の五が、習ふ者に取つては、全く沒分曉的であり、沒利害的であつたが如く、二進が一進しようと、三進しようと、それがどういふ役に立つのだとも分らなかつた。後年其頃の算數の大家と崇められた何の某が、たしか十五歳で、はじめて算盤を學ばうと志した時、例によつて、手ほどきに八算を教へられたところ、「先づ其呼聲の説明を師に求めた。餘計な質問だと師は拒んだ、それを押返して切に乞うて説明して貰ひ、其日は只一遍通り習つたきりで歸つて往つたが、翌日はもう悉く熟達してをり、同じ手續で見一をも卽刻に卒業し、とん〳〵拍子に忽ち點竄、開平と進んだとかいふ話があるが、さういふ教授法は、一般の者の曾て見聞したことのない秘符であり、神呪であつた。だから、明治初年頃には、私以外にも、隨分涎繰りの亞流がゐた。私が久しく低能並に止まつてゐたのも

強ち生得が凡庸で、おまけに懶惰者であつたばかりでもあるまい。といふのは、特に私の學齡時代が教育制度の不備な時代であつたからである。それに太田の片田舍育ちであつたからである。都會でも寺子屋組織は弛廢し、さうして新教育制度はまだ成立たないといふ時代であつたからである。尾張が藩でなくなつて、名古屋縣が新學令によつて、先づ舊藩の明倫堂といふ皇漢學本位、擊劍本位の中等教育機關を廢して、寺院や舊學館等を假に小學校に充てゝ、新時代の教育に着手したのは、明治四年七月以後のことであつたからである。

それが出來るまでの初等教育機關は、不備を極めた舊寺子屋の殘骸の外にはなかつた。さうして私の入門した柳澤といふ寺子屋は、恰も其一標本とも見られるものであつた。先代は大分評判のよかつた師匠であつたとかだつたが、當主は、其頃三十四五の、脊の低い、其割に頭の大きい、けれども、顏の方で急に小さく細つた顏の、どういふ威嚴もない風采の男であつた。四インチ强のチョン髷は歷々と目に殘つてゐるが、月代は細く剃りあげられてゐたやら、總髮であつたやら、おぼえてゐない。彼れは、行燈袴を穿いて、日がな一日、たかゞ三四坪の中坪を左手に見た六疊か八疊の一間の、床を後ろに、本箱を左右に、後ろに、机と見臺とを前に控へて、引ツ切りなく手本を書く、其讀みを教へる、清書を直す、漢學を教へる。それが其日課であつた。漢學といつても、『孝經』に四書、五經の一部、多分『十八史略』『日本外史』なぞが關の山であつたらう。が、後の二つを習つてゐる者は見たことがなかつた。私は行書や楷書を習ふのと四書の復習と五經の素讀とを目的に入門したのであつた。

新道町は、其名の暗示するが如く、場末の新開町で、西南に向つて、僅かに五町も蹈出すと、もうそれは日比津海道といつた往還で、そのあたりは一面の畑か水田。だから、私は笹島の宅から、始終うねりくねつた細つこい田の畔路を傳つて通つた。

柳澤の家の表がゝりは、京都式で、一體の格子造り、一方に方寄せた格子戸をくぐると、そこからずつと脊戸まで行抜けの土間。右手は壁、左手は二間四枚の舞良戸に、狹い一尺幅ぐらゐの上り段。舞良戸を開けて上ると、そこと其次の間

が教場で、たしか八畳二間のぶつ通し、其奥に更に二間あつて、其かた〳〵が前に言つた師匠の居間、かた〳〵が臺所であつたかと思ふ。尙中坪を隔てゝ、緣側つゞきに、奥に、家族の住む處があつたのだが、一度も入つたことが無かつたから、よくは思ひ出せない。寺子は三十人内外。十二三が年長で、七つ八つが最年少であつた。一疊に少くとも二人づゝ、例の天神机を控へて列を作り、まづ二列が向ひ合つて一の平行線を形造ると、次に第二のそれが隣列の一線と脊中合せに坐つて、同じく平行線を畫くといふ按排に、めい〳〵の毎日の坐り場所が定めてあつた。さうして放課後は、毎日當番が二人づゝ殘つて、跡の掃除をすることになつてゐた。狹い處に目白押しをして而も對ひ合つて、互ひにべと〳〵の草紙をはぐつては書くのだから、善惡共に少し意地ッ張がゐれば、すぐに眶み合ひが始まる筈だが、准天才の卵らしいのは勿論、半秀才のお身代りになりさうなのも、涎繰りの正統らしいのさへもゐない平凡を極めた少年團であつたゞけに、至極平穩無事。尻と尻とが衝突する後列同志の時たまの境論も、大抵は、雌雄の不判明な、甘ッたるい名古屋訛りの談判が二三分間交換されるぐらゐで、泣寢入になるのが定りであつた。或は、何かの拍子に、喧嘩に成り、一人が哭き出す、一人は怒鳴る、彌次が囃す、一同が群童意識でどよみを擧げるといふやうな場合でも、師匠の一喝——といつては當らない——甚だ優柔な、甚だ威嚴のない一聲にさへも、すぐと鎭つてしまふやうな甚だ御し易い小雀共であつたから、十一、十二、十三、と約三年間——尤も一年の三分の一は休んだでもあらうが——通つてゐたにも拘らずつひぞ一度も、線香と茶碗とを持つて机の上に立つて鼻汁を垂らしたともなければ、立たされて垂らしてゐるのを見たこともなかつた。　ほど、それほどに、私の寺子屋に於ける經驗は平凡な、單調なものであつた。

若し僅かに其單調を破るものがあつたとしたら、それは師匠の實弟で、其頃廿七八らしかつた坊主頭の低能兒と各學童との交渉であつたらう。名は何といつたか慥かには思ひ出せない。「ケイさま」と名古屋式のアクセントで呼んでゐたかと思ふ。その大きな坊やと小さい坊や共との間に、大抵月に一二度づゝは起つた曾我のや劇式の葛藤は、平板を極めた舞臺を賑はす修羅場でもあり、世話場でもあつて、無邪氣な、どよめきの波瀾を作つた。師匠の一喝は多くさういふ

場合に餘儀なくされたのであつた。意地のない、御し易い小雀ばかりだつたとは言つたが、さすがに此喜劇仕立の弱い辨慶を茹章魚のやうに眞赤にならせて、竹箒で追ッ掛けさせる程にいたづらな犬若丸どもは、少くとも二三人ゐた。で、辨慶は、いつも仕舞には大粒な涙をぽた〳〵落して、臺所の土間あたりに衣川の立往生をして、聲をあげて哭き出す。」とゞ師匠の細君が襷掛のまゝで裏口から入つて來て、取りさへて、辨慶をなだめ賺して引上げさせるといふのが落であつた。

ぬらくら小僧

前に、私は髮を紐で茶煎に結んでゐたやうだつたと言つたが、寺子友達は、殆どすべてが商家の子弟であつたから、みんなまだチョン髷を附けてゐた。私の一ち仲よしは、それは私よりも二つか三つ年下であつたらうが、これも名は忘れた——假に「ヨウさま」としておく。ヨウさまは、色白の綺麗な顏立の少年で、鼻筋が通り、目が大きく、其目尻がやゝ下り加減の、愛嬌のある二重まぶち。頭は飯焚場の千松そつくりにお芥子を置いて、其眞中をちよんぼり取り上げて小蜻蛉が尻尾をおつ立てたやうなチョン髷、いつも綺麗に剃り立てゝゐた其周圍は、まるで靑黛を塗つたやうに美しかつた。其心持大ぶりな顏の格好と其横顏が、今だに私の目に見える。といふのは、可哀さうに、此少年の右の目は、どうした病ひでだか、瞼が、あの累のそれのやうに脹れ上つてゐて、始終其目をば眞赤にして、涙ぐんで、左右の兩面で、」美醜の二役を演じ、悲劇と喜劇の仕分けをしてゐたからであつた。けれども、子供の常とて、久しく慣れつこになつて强ち氣分には障らぬかして、いつも快活で、愛嬌があつて、聲も鈴を鳴らすやうに賑かで綺麗であつた。私は、どうして此少年を好いてゐたらう？

私は、まだ正式の劇といふものを觀たことのなかつた太田在住の頃、或年、父母につれられて、名古屋へ上る途中、」尾州小牧の祭禮の山車を觀たつけが、それは一種特別な、其後何處でも觀たことのない、又記錄でも讀んだことのない

山車であつた。牛が牽くあの高い〳〵山車の上に、方一間半もあらうといふ屋蓋附の舞臺が裝置されて、其上で、一場づゝの子供芝居を演じつゝ各町内を牽廻るのであつた。私の觀たのは「仙代萩」の御殿場であつたが、政岡、八汐、其他いづれも九歳八歳ぐらゐ、かつら、衣裳も式通り。千松は六七歳の子が勤めた。私には、それが全くの劇らしいものゝ初印象であつたせいか、其千松の顔や姿が目に染みてゐた。ヨウさまを好いたのは、一つはそれが爲、一つは半面の淺ましい不具ぶりに半無意識の同情を寄せたのでもあつたらう。

翌年の四月、十二歳で、私が、他働的に木田華堂といふ四條派の畫家へ入門させられて以來は、殊にヨウさまと親しくなつた。といふのは、此少年の兄は、其頃十四歳ぐらゐであつたらうが、號を杏齋(?)といつて、もう中々畫けて、師匠華堂にも末を楽まれてゐたといふ關係上、私は、兄とも同門といふ別の緣故が加はつたからであつた。斷つておく、畫家へ入門したといふと御大層だが、これは私の何の修養にもならないで終つてしまつた。これに就いても、私の平凡ぶりとぬらくらぶりとを證據立てるに足る多少の追憶があるのだが、管々しくなるから、それは省く。

ぬらくらが持前とはいひ條、寺小屋では、友達と遊ぶといつても、其休憩時間に、例の「への〳〵もへい」式のいたづら書きの藪べつこか墨の碎片の引ツかけつこぐらゐのものであつた。引ツかけつこといつたとても、都育ちや今育ちの諸君には分るまい。其時分、名古屋あたりの寺子共は、墨を次第に磨り減らして、一寸限りにもなると、それを竹製の墨挾みに挾んで使つた。さうして終に挾めなくなると新しいのと取換へる。だから長い間には、四分五分といふ墨の端くれが幾らも溜る。時としては、わるさをしながら墨を磨るから、安價墨は折々ぽきり〳〵折れる。新しい墨で擊劍の眞似をして叩き合つて折ることもある。或はわざと碎くこともある。さういふ碎片を互ひに持寄つて、人差指で跳返し合つて、うまく相手の上へ自分のを引掛ければ勝で、相手のを自分の物にする。行き掛りから、買つて來たばかりの上等墨を三つ位に折つて、「もう一番來い！」と氣込む少年もあるので、この遊戯が面箇以上の意味を持ちはじめる。で、めい〳〵が十箇、二十箇と墨の碎片を貯へてゐて勝負を爭ふ。私の其相手は、主として年下のヨウさまであつた。やれ

〳〵たはいもないことだ！　私は、こゝにも、立派に平凡ぶりを發揮してゐた。

十二歳の暮頃からは、私の怠け根性を增長させる種が一つ殖えた。それは、母に連れられて、平均月に一二度といふ割合に劇を觀はじめたことである。さうでなくても、正月とか盆とかになると、殆どまる一月以上、多勢の甥や姪を遊び友達にして、引ツ切りなしに、順繰りに先づ姉の家へ泊りに行く、甥を連れて戻る、姪が來る、一同宅へ泊り込む、二三日して歸つて行く、それを送つて行く、又先方へ泊り込む、又歸る時に連れて戻るといふ風に、引ツ切なしに遊びほうける。甥や姪との往來は、概して盆か正月かに限つたことであつたが、たとひ獨りになつたからとて、習ひ性となつてゐた私の極楽蜻蛉かたぎは、中々以て眞面目な勉强なんぞをば思ひ立たせなかつた。貸本屋の大物から、何の役にも立たない、くだらない草双紙や下等な稗史類を小山ほど借出して來ては、腹這ひになつて讀み耽る。それを叱る者も無かつたのか？

父其樂

父は、肉體的にも、精神的にも、極潔癖家で、規帳面な、氣むづかしい、寡默な、同輩へは勿論、上へ向つても決して追從や世辭を言つたことのない、極無愛想な、眞面目くさつた顏の——私の今の顏が、寸をつめて、もつと肉を充實させると、大分よく似てるさうだ——男であつたが、家庭教育に關しては——漢學の復習を怠ると折々叱つたが——餘り彼れ此れと口を出さず、無論自身で敎へるとか指圖するとかいふ事は、つひぞしなかつた人であつた。殊に笹島へ退隱後は、內政、外交を擧げて母に一任し、客が來ても氣に入らん客は、在宅してゐても自分では會はず、おまけに平生は客坐敷を自分の居間に占領して、床の間のすぐ前に、いつも煙草盆を控へて眞四角に坐つて、隨筆、漫錄類を讀むか明治四年以後は、東京の一の兄から送つてよこす新聞、雜誌や或新刊書を讀むか、それに飽くと、暫くは喫煙、やがて二閇も向うで褌掛で忙しく働いてゐるお袋を、「おみちイ！」と大きく呼んで、立つてこさせて、餘り緊急でもない用事

を吩咐けたり一寸どう忘れした人名なぞを質問したりして、それも暫く種切れになると、又暫く唾壺を叩く音。ボーンボーン！　父の右の目尻に、小さい瘤が出來てゐたが、退屈した時や不平な時や思案中なぞには、親指と人差指とで頻りにそれを捻り廻すのが癖になつてゐた。で、其癖が、二年、三年と段々に募つた結果、瘤が仕舞には赤ん坊の握り拳ほどに發達して、とうゝ外科手術騒ぎをしたのを思ひ出す。

蒸しあつい夏の日長を父は最も退屈した。時には横になつて、隨筆本なぞを讀みさして、晝寢をしてゐたこともあつたが、やがては起きて兩袒ぬぎで、さあ灸を据ゑてくれといふ姿勢で、苦り切つて胡坐をかいて、激しく團扇づかひしてゐることが多かつた。晩食後にも、次第に暮れかゝる八疊の中央に、同じ風體で凉んでゐるのが定りであつた。其時が私の御難時であつた。周圍が稲田や溝川や肥料溜の笹島は蚊ツ蚊の名所として知られてゐた位だから、縞のユニホームの輕裝を整へた蚊兵どもが、まだ薄暗くもなり果てぬうちから、出動をはじめる。さうして其斥候兵らしい奴らが逸早くも父が兩袒を露呈してゐるのを見付ける。拔駈けの功名でもしようといふのか、「ブーン！」とも何とも言はないでやつ來て、だしぬけに頬、腕、肩、頸、脊中、股、刺しよささうな處をさがしあてゝ、輕く催してゐてチクリツと刺す。頬や腕や肩や頸や股は、父の方にも流石に軍略があつて、わざと一吸ひ吸はせておいて、おもむろにぴしやり！蚊賊は見事に血に塗れて命を落す。が、脊中のは自力に及ばない。で、わざと一二足止まらせておいて、「勇藏！」其頃は勿論、明治も餘程末までは、戸籍面の文字は此「勇」の字であつたのである。「勇藏！　蚊が止まつた。早く來て叩いてくれ。」取るものも取りあへず、ではなく、「又か！」不承々々、併し足だけは急いで、駈け附けると、もう其あたりは薄昏い。「お父ちま、どの邊でやいも？」「肩の少し下！」「どつちの肩でゃ？」「右でゃ！……あ、その下でゃ！……あッ！くそッ！　逃がしツちまつた。えイ惜しいことをした。チョ！」流星光底長蛇を逸しでもしたやうにおツそろしく機嫌がわるい。首尾よく誅戮し得て、感賞にあづかるのは十度に四度とはなかつた。窮すると鈍な頭腦からでも工夫は出るもの。翌年の夏頃からは、右とか左とか聞くと同時に、兩方の平手で、其邊一面をいやいふぼどぴしやりとやらかしておいて、すぐ其兩手をぺたりとくツつけたまゝで手早く擦り下した。「え、殺したか？」「えい、殺しました〳〵」其實逃したことの方が多かつたけれども、觸覺が妙に錯雜して、或は殺したとも感じたらしく、よし感じないにしても逸した證據を捉へかねて、父はそれからは怒らなくなつた。

公務上では筆まめであつた父であつたが、隱居後は、筆を執るのは東京の兄への通信と數十年來間斷なく繼續して來た日記だけ。其他に對しては、年增しに無精になつて、次の兄が來てをれば、大抵の手紙を代筆させる、或は口授して私に書かせる。どうして其頃の私に、あの特殊な形式の用文章の「被爲在」だの「可有之」だのが相應に書けるものか？こいつばかりは、何度叱られても、蚊賊退治の場合のやうな妙案も浮ばないで、怒られ通してしまつた。

神道論は平田篤胤、衞生說は貝原益軒が父の信仰であつた。で、食後の運動は必要だといつてゐたが、無精で、容易に庭中を散歩することをもしないで、食後には狹い緣側を何千歩だか目まぐるしく往つたり來たり、往つたり來たりするのが常であつた。それは益軒の說だといふのである。つまり、さう無精だから、尙と退屈でもあつたらう。

が、それほどに自分だけにかまけて、退屈がつてゐたのは不斷の晝間だけの事で、月の三日や朝夕や諸緣日は、父も中々多忙であつた。神道家といつては當らないが、非常な神樣崇拜、皇室崇拜であつたから、正月中は勿論、大げさにいふと、端から端までの、名古屋附近の、主な神社廻りをするのが父の第一の毎月行事であつたといつてよい。朔日には必ず禮服着用で——移住當座は社祢に大小——名古屋からは一里半の熱田太神宮を打留めに、少くとも十五六ケ所の神社を巡拜した。十五日、廿八日も、熱田だけは除くことが多かつたが、ほゞそれに準じた。遊びたくてたまらん小僧が、正月でも何でも其常供を申しつかつた。其代り、晝支度は、朔日はいつも熱田で、蒲燒を相伴するのが嬉しかつた。

神祇に次いで、家が法華宗であつたから、佛をも尊信し、釋尊、祖師、其他の諸佛に因む各記念日には、佛閣巡り。これには、お袋が必ず同伴した。私も無論腰巾着であつた。

家に居ても、神佛の崇拜家としての父の仕事は、朝夕には、中々忙しかつた。父が居間に占領した客坐敷の一方の長

押上二間の間はずらり神棚で、大小さまざまのお札を納めた祠を並べて、そこに先づ日本全國の主なる神々が勸請してあつた上に、次の間にも在り、臺所にも在り、たしか裏庭にも小さな稻荷か何かの祠があつた。その神々へ、三日には、各自に、一齊に、神酒を供へるのである。一齊式の場合には神酒德利の數が少くとも五十箇以上に上つた。その德利が、大小の形により、燒附模樣の色、圖柄乃至濃淡によつて供へ處が確定してゐたのだから、やゝこしかつた。此神酒道具を一つ〳〵に雪ぎ淨めて、冷酒を注ぎ、杉の芽を栓にして、それ〴〵の神前に供へるのだが、神棚は長押上だから、其たびに踏臺が要る。初めは、其持運びだけが私の役だつたが、次第に目おぼえが神酒德利に出來たのが因果で、一二年後には、此名譽職が全部私の責任となつて、怠け小僧め、折々横着をして、ぞんざいに持つて行つて供へておくと、德利の大小が左右あべこべになつてゐたり、天照皇のが豐受さまのと取違つてゐたり、七面宮のが淸正公と間違つてゐたりして、大目玉を貰つたことが何度あつたか分らない。でも、三日以外は、たかゞ三箇か五箇か十箇內外であつたから、これは父がいつも自分で供へた。

神酒を供へ了ると、每早朝、父は柏手式の如く、先づ中央の天照皇太神宮から始めて、端坐して低頭平身、現在の尊貴の人に對すると同樣の、普通の散文式の語で感謝の辭を陳べるのが例であつた。「家內安全、息災延命、云々」といふ語も必ず聞えたつけが、主として現在までの平穩無事を神恩であるといつて感謝してゐるのらしかつた。これが約一時間かゝつた。それから、或特殊の記念日には、いつも長四疊の佛間へ坐り込んで、諸佛を、又は其父母及び諸尊屬の靈乃至父の所謂「佛の手合」の靈なぞを拜んだが、日課としての拜佛は、專ら午後であつたやうに記憶する。佛壇の抽出しには、『法華經要品』や『心經』ぐらゐは入れてあつたやうに思ふが、父は、いつも只「ナンミョレ〳〵」とばかり頻りに指を折りつゝ唱へて、さうして一時間餘を費すのが定りであつた。

それに　致仕當座は、さすがに舊同僚其他の來訪も相應にあり、碁敵きも其頃は、まだ在り、殊に、「醉翁亭記」の「其樂を樂む」から其樂といふ隱居名を或人に附けて貰つた一升上戶の父のことだから、短日には、今の三四時頃からがも

う晩酌、氣に入らん客でも、酒が行ける口だと、午前からでも一盃といふのだから、中々暇が無い。父の「日記」を見ると「何月何日、誰がし來る、一盃」とか「何がし來る、又一盃」とか、「午後某々も相越す、酒飯」なぞといふ記事が頻りに散見する。さうして此「一盃」は、決して讀んで字の如くではなかつたのだから、父は隨分閑暇のない人であつたのである。

芝居ごつこ

では、母はといふと、これは豫め推察が出來る如く、內外一切の事を一人で切廻してゐたのだから、さう〳〵は私の世話が燒き切れない。一等怖い物であつた一の兄は東京へ出て、刑部省へ就職、次の兄は、其頃尙司令長官で、遠方の營所へ出張中といふので、自然と放し飼といふ風であつたから、椋鳥はいゝ氣になつて、たかゞ、朝一時間ばかりの間わざと大きな聲で、「家內安全、息災延命」最中の父の耳に聞えるやうに、「四書」なり「五經」なりの素讀を機械的に囀るのを每日の最大勤勞としてゐたところへ、一時さびれてゐた名古屋の芝居町が、王政維新と共に復活して、新しい劇場が出來る、東京大阪の名優が來るといふ大繁昌。其劇といふものを母が好き、一の姉が好き、甥や姪が好き、相撲好きの父だけは好かなかつたのだが、內外の輿論に敵しかねて、先づ一二度見物を許したが端緖で、いつの間にか觀劇は母と私の年中行事の重大なものになつてしまつた。私の讀み耽つた草双紙は、取りも直さず其頃の活動寫眞とも見做すべきものであつたのだが、劇は其役者の似顏で畫いた草双紙の內容が、其表紙繪の極彩色のまゝで活きて躍つて、さうして物を言ふのだからたまらない！　私は只わけもなく、芝居が面白くて〳〵しやうがなかつた。

每日の復習の世話こそは燒かなかつたれ、父も母も、さすがに、維新の秩序が整つて、世間が鎭靜して來たのを機會にせめて末子の私には、姉共や兄共にも與へなかつた悠長な修養をも與へたいと思つたらしく、前に言つた如く、此年から登を習はせた上に、茶、生花の師匠へも通はせ、尙十四歲以後には、特に英學校へも入學させるといふ風に、隨分數

育に注意してくれたのであつたが、肝腎の當人には、更に其氣がなかつた。

我儘ッ子の常として、どうかいふはずみで、少ょ相手方の諾否が不條理に縺れた結果。すねはじめるといふと、「ではお前の望り通りにしよう」といはれても、もうどうしても應じないで、威されても、賺されても、すね通すといふわるい癖が一つあつて姉達には酷くそれを憎がられたが、それ以外には、意氣地がないだけに、どういふいたづらをするでもなく、親類以外の遊び友達とても初めは更になく、家にをれば、草双紙や稗史に耽るぐらゐで、平凡兒並におとなしかつたのだが、其代り、怠け者で、自儘者で、何を習はして見ても、師匠にほめられるのは、最初の只二三度だけ。溫習ふといふことをしないから、何事にも進歩がなかつた。自我流では木偶の坊めいたものも畫き散らすが、習はせて見ると、から駄目。指定通りに、依準して、謹んで習ふといふことが大不得手。これは一生を貫いた惡癖で、今日に至るまで、自我流以外に、何一つ藝なしで終つた第一の原因である。正當に謂ふと、私には曾て一人の師匠もなかつたといつてよい。何もかも我流。せめても今日のやうな教授法で導いてくれたならば、何か一つ二つ老後の樂みになるやうな藝を習ひ得てゐたであらうものをと殘念でならない。或は、あの時分、こッぴどく折檻でもされたなら、あゝいふ惡癖が矯正されたでもあつたらう。けれども父母も、兄も、たとひ口ではこッぴどく叱つても、決して手を擧げるといふことはなかつた。打擲といふことは坪内家にはないことであつた。で、私は、今日に至るまで、つひぞ人に撲ち叩かれた經驗がない。又人を打擲したこともない。さういふ溫和過ぎた家庭に育つたのも、私が、何の抱負も主張もない、只のぬらくらな小說好き、芝居好きで、廿三四歳前後までも經過した一因緣であつたらう。

十二三歳以前までは、甥や姪が主な遊び友達で、前にも言つた通り、正月や盆を、まる一月おもに雙六や歌がるたや其他の勝負事で遊び暮したばかりでなく、間の月にでも、或は三日、或は四日と稽古事を休んで、互ひに泊り込んで。」何をして遊んでゐたのやら、今ではどうしても思ひ出されないほどのたはいもないことをして遊び過してゐたのだが。」十二歳から十三歳へ掛けては、寺子友達を折々宅へ連れて來た。さうして其遊びが——私が最年長で、主人方でもあり

指圖役でもあつたから——劇的であつた。

定連は例のヨウさまの外にもう二人ばかり。其一人は　維新の前までは、江戸詰をしてゐた藩士の子で、十歳ぐらゐで、多分此少年と私だけが柳澤へ通ふ寺子の中での士族出であつたらうが、其父母は最近に東京から名古屋へ歸住したのであつたから、言葉が所謂江戸辯で、アクセントが名古屋のそれと異ふのを皆が笑つた。實際、その頃の純な東京語調は今のとは著しく異つてもゐたのに、他國人で、力めて東京語調に倣はうとしてゐた者のそれには、更に一種の特調があつて、其少年は萎びたやうな細面で、妙にしなをする癖があつて、髷を白元結で幾箇所も堅く縛つて、名古屋では普通見なれない若衆髷風に取上げてゐて、おまけに、聲の調子も、色白なのも、どことなく女のやうだといふので、それが一座の女形。私が主座俳優を兼ねた舞臺監督、劇をまだ曾て觀たこともない此一座をひきゐて、宅の角長屋を舞臺兼見物席自分らを役者兼見物にして、たはいもない芝居ごつこ。其以前に菓子折や板目紙で、草双紙の畫なぞを見眞似に私が不細工に拵へた切出し式の小道具で、最近に觀た或劇の或場面なぞに似た好い加減の即興劇。筋は「口立て」で、白はめい〳〵の出鱈目。つまり、立廻りが主であつたが、それとても出たとこ勝負。渡海屋銀平であつたか、漁師浪六であつたか、浪七であつたか、櫃と煙草盆と煙管と薙刀を、大分念入りに私が拵へたのを思ひ出す。

十三歳の年の二月頃、もうそろ〳〵ぼかついて來てゐた時分であつたと思ふ。私は、其友達らと例通りのたはいもない芝居の眞似事に爲飽いて、新中納言知盛の幽靈姿か何かであつたらう、不細工な紙製の鎧出立をして、一夜造りの銀紙ばりの薙刀を手に持つたまゝ、何をしにだか、ヨウさまと共に、表門からひよいと出ると、途端にそこを通りかゝつた二人の少年。一人は十五ぐらゐ、弟らしいのは丁度私と同年配、野川へ釣にでも行くらしく、身裝もかひ〳〵しく、大分大きな呑に釣道具も辨當も一しよに納れて差し荷ひにし、丁度通りかけたとこだつたが、出逢ひがしらに、弟の方が私を尻目に見流して、極冷かに「辨慶だな！」と嘲笑つた顏を兄と見合せて行き過ぎた。あー　自分は齡よりも子供だ、と

いふことを不思議にも初めて意識せしめられたのは此一言であつた。私はおそろしく悄げ返つて、そこ〳〵に門内へ引込んだのを憶ひ出す。

父、兄、私がチョン髷や茶煎を廢めて、散髪になつてしまつたのは、いつからであつたか明確な記憶がないが、「辨慶だな！」の一言は額卷をしてゐた坊主頭を見ての評ではなかつたらうかとも思ふ。とにかく、斷髪は此年初か、此年中かであつたと思ふ。

すべて師匠筋への支拂は、其頃は盆、暮の二回であつたらしく、亡父の「日記」によると、柳澤へは、いつも金貳百疋茶花の師匠へも同斷、華堂へは金百疋となつてゐる。其外に、正月十八日の稽古はじめ、九月の月初めのそれなぞに、銀二朱と二もんめ位の菓子折持參云々といつたやうなことが誌してある。そんな相場であつたものと見える。

一の兄

明治四年——即ち私の十三歳の年は、平凡な無脚色な坪内家に取つては、ともかくも名古屋定住以來の初めての記念すべき目出たい年であつた。と言ふのは、家督相續者たる一の兄の、幼名金次郎、後に鐵之助、改め鐵馬が、明治元年三月以來、藩命によつて、信濃地方の驛擾取締りの爲、藩吏水野某に隨從し、多少冒險的の勤務を續けてゐた其勞役が立身の端緒となつて、明治二年正月に廿五歳で刑部省の屬吏となり、同七年に刑部少錄に擧げられ、同八月には刑部權大錄、同三年三月には囚獄大佑といふ職に就いて、ことし足掛け四年振で、寸暇を賜はつて歸省するといふ、老父母に取つては、たまらなく嬉しい一幕が演ぜられたからである。

幼名金次郎の鐵馬は、三人以上も女の子ばかりが續いた後に、やつと生れた長男であつた上に、十三四歳の頃からもう中々大人びてゐて、前にも言つた通り、十五歳で、ともかくも代官所へ内詰手代格で出仕するといふほどに仕込まれても居り、武藝、學問とも父祖以上には修得し、强健にも育ち、身長も五尺七寸强、坪内家には前後に例の無い立派な

體格でもあり、性質も極眞卒で、取捌きが直截で、隨分ひどい癖癖持ではあつたが、それをもよく忍び通したほどに温良で、情の人でもあつたのだが、不思議に常識にも富んでをり、頭が大きくて、顏が長くて、鼻が高く、薄痘痕があつて、目が他の道具の割には小さく、象の目式に優しく愛嬌があつて、在宅の間もよく父母に事へて力になり、出張中も東京へ仕官後も、親思ひの心が厚かつたのだから、父母の一等大切な子寶でもあり、とん〳〵拍子に立身したといふので、自慢を惡德視してゐた父母であつたが、内々大自慢の伜でもあつた。其孝行者の子寶息子が、今年四年振で歸省するのだ。寡默な父も、嬉しさが包み切れないと見えて、だん〳〵歸省の豫定日が近づくにつれて、朝も晝も晩も夜もお袋と鐵馬の噂ばかり。三度の箸の上げ下しにも鐵馬の噂。親類、緣者が來れば、勿論、先方からも口を切るからして鐵馬の噂。舊同僚、知人、出入の者が來ても、何かの序でに、鐵馬歸省の噂。無論「息災延命、家内安全」の次にも鐵馬。「尙此上とも御高恩を蒙りまする鐵馬儀、職務上不行屆無之樣、首尾よく相勤め續きまするやう、何卒御高庇を持ちまして云々、云々」といふ例の禱りが、不斷よりも少くとも二三十分がたは長く聞えた。

次の兄

私に取つては此一の兄の鐵馬は怖い人であつた。尺何寸の字突きで見臺をびしりツは此兄であつたからである。小論の手ほどきから始めて「橋辨慶」や「猩々」で、私を手ひどく叱り附けて、幾度も〳〵泣かせたのも此兄であつたからである。手本も主として此兄が書いてくれた。木刀の型もたしか此兄が教へてくれた。七つ八つ頃の私は、世間の子供並以上のしつツこいお嘶ねだりで、二人の兄に嘶をねだりはじめると、「もう一つ！もう一つ！」で果てしがなかつた。其お嘶を初めは眞面目らしく、中頃出鱈目の滑稽まじりに、とゞの果にうるさくなると、だしぬけに、いやがらせの怪談をはじめ、ふツと行燈を吹消して氣味のわるい聲を出し、「ワアツ！」と私を泣出させて一擧に追ツ拂ふ慣手段を行つたのも此兄であつた。それに此兄は齡も私とは十四もちがつてゐたから、九歳、十歳と生長するにつれて、——彼れは外勤

がちでもあつた——だん〳〵親みは薄れ、叱られた記憶だけが殘るといふ風であつたのに、私には特に好きな第二の兄があつた。平凡づくめの坪内家としては、此兄は、俊才であつた。武藝、學問、目鼻立、何もかも一の兄よりも上で、畫も書も一寸書き、詩才も、文才も、其他の藝事にも質がよく、器用で、辛防づよく、此兄にこそうんと習はせたら、きつと物に成りさうであつたのだが、運命めがさうはさせず、青年で司令官、次に縣の屬吏、昇級して收稅課長、最後が三河某郡の郡長といふ極俗な仕事ばかりして年を取つてしまつた。私よりは九つも年上であつたのに、どういふわけか十七八までは、此兄は專ら私を相手にして妙な遊戯を、——私を遊ばす爲といふばかりではなく、——自分にも面白さうにして遊んだ。それは鳥羽繪式の畫で擬作の草双紙を綴ること〻椿の實で擬職的の小說式の遊戯をすることであつたのだが、今回想すると、此兄にこそ多少の文學者的、藝術家的資質があつたのだ、それを運命が故意にか、粗忽でか、取違へて、とう〳〵出來そこなひの作者に私を拵へ上げてしまつたのに相違ない。とにかく、此次の兄は、怜悧で物事に注意が愼密で、世才もあり、小手が利いて、工夫にも秀でゝゐたから、家に居れば一切の事に父の代理を勤め、毋の手助けをもして、或時は染物をもした、料理をもした、鉋、鋸を持出して細工をもした、屏風、襖の貼交ぜをもした、私がねだるまゝに、後には鳥羽繪本位ではなく、文章本位の勇ましい小說めいたものをも綴つてくれた。初めは擧劍に、次に山陽風の書に、中頃は作詩に、最後に珠算に怖ろしく凝つてゐたのを記憶する。和歌や俳句にも氣はあつた。茶、花、謠曲なぞも、見覺え、聞覺えで、一通りは間に合せ得るほどに器用で、趣味が廣く、姉や母を相手に、串談半分、三味線をいぢつて、忽ち手ほどきをすましたこともあつた。屯營所へ餘興に呼んだ落語家の噺を悉く記えてゐて身振假聲で、取換へ引換へ話して、折柄里へ泊り合せた姉三人と姪共とを絶倒させたこともあつた。相應に化政度の戯作類も讀んではゐたが、どちらかといへば『三國志』や『漢楚軍談』や『水滸傳』式のものが好きであつた。けれども劇だけには、全く疎遠で嗜好がなかつた。これは、境遇上、劇を觀る機會が無く、隨つて其趣味性が其方面には發達しないで了つたのであらう。

私が此兄を好いたのは、主として遊び相手になつてくれたからであつたのだが、第二には、其趣味性に相投合する點が多くて、兄みづからも特り私だけを相手にしてさういふ特殊な遊戯をしたといふ意味もあつて、親しみが深かつたからである。それに、此兄は殆ど私を叱るといふことが無かつた。小言をいふにしても、極手柔かであつた。殊に名古屋定住以後は、——其頃此兄は宅には居らず、美濃の屯營の方にゐた——たま〳〵歸宅しても、極やさしかつた。『詩韻含英』をひねくつて、平仄だけを並べることは此兄が敎へてくれたのであつたが、やゝ意味だけ通るのが出來ると、頻りに褒めてくれた。畫を畫いても、字を書いても、罵つたり叱つたりしたことは一度も無かつたが、褒めて奬勵してくれたことは時々あつた。少くとも東京へ出るまでは、私は此兄を理想の人物としてゐた。名は初め寅三郎、中頃清之丞、後に義衛といつた。私の十三の年に、彼れは二十二であつた。

鐵馬の歸省

清之丞に比べると、一の兄の鐵馬は、私には苦手で、殊にもう足掛け四年も家を離れてゐたから、子供心にはどういふ懷しい思ひ出も起させない人間になつてしまつてゐた。ところが其兄がもう昨日今日に歸つて來るからといつて、家內中が毎日々々其噂やら、待受けやらで色めき立つてゐた。が、私の小さな胸には、冷溫どちらとも附かない感じや薄ぼんやりとした印象なんかばかりが往來してゐた。

いよ〳〵——父の日記によると——「二月廿三日、鐵馬歸宅、宮詣りにて朝五つ時頃着」、「同廿四日、舞、少冷、清正公、豐國大明神へ鐵馬、勇藏をも同道、參詣」、同廿五日、クモリ、天滿宮參詣」、同廿七日、河村（これは其以前世話にてもなつた人らしい）初め近直（これは魚の棚といふ所の一流の料亭店であつた）に於て一盃振舞＝付鐵馬同所泊」、（泥酔でもして泊つてしまつたものらしい）」「同廿八日、雨、森島初め親類一同相招き酒飯振舞、いづれも一泊」、「同廿九日、晴、おりやう（一の姉）、お米（二の姉）並に中治、松屋（共に親族）居殘ル、今日鐵馬誕生日に付赤飯焚き振舞、織田（三の姉の夫）來ル、同居

ニテ一盃」、「同三十日、風雨、義衛來ル」、（これは清之丞が連替所から、兄に會ひに來たのである。）「三月一日、曇、鐵馬、義衛勇藏、自分とも熱田宮を初め參詣、笠島村權右衛門、善八、（これは村の故老なのであらう）相招き一盃」とあつて、尙此後二三日間來賀者がつゞいてをり、其たびに、無論、「一盃」も續いてゐるが、其一盃は例の讀んで字の如き一盃でなかつたことは言ふまでもない。

一の兄は三月の初めまで滯留し、其五日に父其樂を伴つて東京へ戻つた。畢竟彼れの此歸省は、主として父母を勸めて上京させ、維新の大都會の其目ざましい發展ぶりに老いの目を娛ませようといふのが目的であつたのだが、まだ汽車も濱あたりまでさへすら出來てゐなかつた頃でもあるから、道中をおつくうがり、留守を案じ、昔者の母はどうしても肯んじなかつたらしい。で、父だけが同行することになつたのである。

四月の十二日まで東京に留まつてゐて、父は耳目の放樂、心の滿足を得て、東海道を時々は駕籠や人力車を儲つたでもあらうが、尙十三日に立つてやつと廿五日になつて歸宅してゐる。もつとも脚の達者なのが大分自慢でもあつたから多くは徒步したのかも知れない。人力車もまだ其頃は地方では例の大八車のそれしかなかつた頃であるから。

歸つた當座の父は、平生の寡默とは打つて變つて、土產話で中々の多辯家になり、殊に東京の日常用語を十通りばかり記えて來て、それを反覆し、頻りに名古屋訛りを攻擊するので、家內中が傾聽せしめられて、辟易したのを思ひ出す。

つい順序が顚倒したが、一の兄鐵馬の歸省は、折柄の櫻時の駘蕩に更に一段の春輝を加へしめたと同時に、坪內一家を擧げて種々の新しい光波に浴せしめたのであつた。何となれば、汽車のまだ通じないで、四日市、橫濱間の汽船とても、熱田を經て乘込むといふやうな場合には、東京へ着くまでには、三日も四日もかゝつたのだから、地方の大都會を以て居つた名古屋でも、其頃は、所謂新知識に關しては、中央の首都とは、實際、時代が違つてゐる程に後れてゐたものであつた。東京には、もう大分新聞や雜誌が出來てゐたが、地方の都會でそれを讀んでゐる者といつては、全く算へるほどしかなかつた。まして其近在の、殊に隱宅なぞでは、かういふ機會でもない以上、新時代の光線の刺入る筈はな

いてのであつた。其樂が其子の清之丞の義衛にも、末子の勇藏にも、鐵馬の時勢談に動かされて、つい一昔前までは、今尙口にし得ない豚や牛の肉と同樣に、穢らはしいとばかり思ひ込んでゐた其夷狄の學問をさせようと決心するに至つたのも、全く此機會のさせたのであつた。

鐵馬は、此歸省によつて、其父の心に、種々の感化を及ぼしつゝあつたと同時に、其母や姉や弟の勇藏や大勢の甥や姪や其他の親戚や出入の者共には、種々の珍奇な物を土產として齎して來て、其目を駭かせもし、娛ませもした。歸省の翌日、兄が其大きな行李を開いて、「阿母さま、ちよいと」と母を呼んで、行李から取出した小山ほどの、目も文な、大小雜多の、夥しい土產物をいろ〳〵に取合せつゝ、選り出して、八疊の室のほゞ全周邊に配置し、これは一の姉の家へ、これは二の姉の、これは三の姉の、これは何處、それは何處と、豫て準備の札紙を置添へつゝ、「どうでせう？こんなことでいゝでせうか？」なぞと相談をしてゐるのを、いつの間にか、我れ知らず足を進めて次の間から覗いてゐたのは私であつた。多分其土產物中のやゝ高價品であつたものは反物類や舶來品、すなはち其頃、地方ではまだ頗る珍しかつた蝙蝠傘やソフト帽、或はとんび合羽、綺麗な色々の縞柄のフランネルのシャツ、流行の下駄類、種々の袋物、村田の煙管、釵、櫛、笄、懷中鏡なぞであつたらうが、最も私の目を牽いたのは、ちよいと押すと、三箇も四箇も自由自在に刃の飛び出す懷中ナイフ。それから、赤い、青い、さま〳〵の心の繰出される奇麗な鉛筆。名古屋では見たことのない種種の西洋手帳。最近刊行の江戶錦繪——役者繪が一種も入つてゐなかつたのは物足りなかつたが、——何十種といふ雜新の、又は昔の戰爭繪、新東京の風俗繪。それから、欲しくはなかつたが、初めて見た、たべられさうな鼈甲石鹼、其他の珍らしい綺麗な石鹼。其頃は異國附木と呼んでゐたマツチのいろ〳〵。金玉笛のいろ〳〵。が、私は妙に羞かんで、わざと遠くから見てゐた。と、母と相談の切れ目に、察しの早い兄は私を呼んで、「勇藏へ」の札の分を其場でくれたが、如才なく、私の望みの品々は、みんなもう其中に入れてあつた。

兄は明治四年以後、刑部省の改革と共に、東京府へ轉任し、典事となり、大屬となつたが、前後とも專ら自分で立身

したのでもあり、性來が極卒直な、表裏の無い男でもあり、二つには其頃の磊落な官僚かたぎの然らしめたのでもあつたらう、父母に對つて、平氣で吉原遊びの經驗談なぞを土産話の主なものゝ中に加へてゐた。角海老、稲本、大文字、其他當時「大籬」と稱せられた限りの青樓で、多くはお職といはれるのが馴染であつたといつて、其花魁共からよこした艶書を何でも七八十通もお袋や姉に見せて、これは誰れ、それは誰れ、これは自筆、それは代筆、これは實際學問も見識もあつて、云々だなぞと說明をして、「私は、いはゞ見物を主に通つたのだから、第一流どこをおの〳〵馴染にするまで、づゝ通つた。さうして取換へた。馴染まで重ねて見ねば迎も眞相どころか片相も分るとでないからです。取換へるのは無論、ひどく嫌はれる。けれども私の肚は所謂吉原なるものを知るためが本意だから、さう〳〵一つ處に通つちやゐなかつた。云々。もう其頃には、勿論、全く旗斜から足を抜いてしまつてゐたのであつた。此兄は、何事にも直截で、執着がなく、極淡泊で、洒脫であつた。

前揭の父の「日記」でも分る通り、歸つた當座は、神社の參詣やら、宴會やら、來客やらで、又——父の「日記」には書いてないが——自身で出掛けて他を訪問もしたであらうから——忙しく、閑でゐる日は尠かつた。或は兄はゐても、私が、柳澤又は茶の稽古、又は華堂方なぞへ往つてゐて、顏を合せるのは、先づ夕食時ばかりが多かつた。と、或日、私が柳澤から歸つて來て、いつもの通り、八疊の父の居間の次へ往つて、機械的に頭を下げ、「只今！」といつて顏を上げると、父は居ないで兄がゐた。「勇藏、歸つて來たな！」といふや否や、突と起つて來た五尺七寸の兄は、十三とはいへ、或は十一ぐらゐの價値しかなかつたらしい私を——私の袴腰に大きな兩手を掛けたかと見るうちに——中に吊し上げて「いやア！」と嚇しながら、自分も其儘仰向に轉がつて、狆ころが足を拭いてくれろといふ時のやうに、長い兩脚を短く縮めて、さうしてゐて私を手の長さ限り、上げたり下したり、まるで輕輕な野良猫が溝鼠をおもちやにするやう！　あんまり突然だから、はじめは膽を潰したが、兄の天眞爛漫に似ず、こちらは久し振なので、羞かみ氣味でもあり、呢手の癖に、自分では、もう十三になつたのだ、去年なんかよりは偉くなつてゐるのだと、つい此間の辨慶事件以來意識し

かけてゐた處なのを、斯うまるで赤ん坊同樣に取扱はれたのだから、いよ〳〵憎げて、餘りげら〳〵とも笑はなかつたので、興が醒めたか、或は、その三四分で、四年振の氣晴らしが濟んだのか、兄は私を手から離して、無言で元の席へ戻つて行き、すぐ又何か調べ物にかゝつてしまつた。

其翌日でもあつたらう、兄は父に、私の將來の敎育方針に就いて、いろ〳〵注意した末に、習字は誰れ、讀書は誰れに就かせてあるなぞと訊ね、其結果、柳澤の書いた行書の手本を取寄せて見て、頭から罵倒し、「こんな書を習つてゐた日にや師匠以上になつたところで役には立たない。すぐ取換させなくちやいけません。」と父に勸告した。外國話を學ばせることの必要、一日も早く東京へ出すことの必要を父に說いたのも其時であつた。

此勸告が原因で、翌年（十四歲）の春、私は其頃比較的に評判のよかつた書家で、やはり宅から餘り遠距離でもない處に住んでゐた靑山某の門に入ることゝなり、同時に柳澤を退つてしまひ、漢學は、丁度次の兄が職を辭して歸宅したので一しよに、增田某の許に通つて、今度は素讀ばかりでなく、『十八史略』であつたか、『日本外史』であつたかの講義をも聽くことになつた。

小團圓

これで凡庸を極めた私の寺子屋時代は終つたのであるから、何の役にも立ちさうにもない此平板な長たらしい昔話を急いでお仕舞にするのが當然であるのだが、話の行懸り上、人物の履歷納めだけをしておかう。

私は明治五年の八月に、次の兄と共に縣の洋學校に入學した。此洋學校は、後に一二回の學規改正を經て、愛知外國語學校となり、そこから選拔されて、明治九年に出京し、一つ橋の開成學校（今の帝國大學の前々身）に入つた。兄の方は、故あつて、中途で退學し、縣の官吏となつた。出京後の私は番町の兄の宅に寄留して通學してゐたが、其頃官を辭して華族銀行の役員を勤めてゐた一の兄が、十一年に其妻を肺患で亡ふと同時に、自分は、其十三年に遺傳の中風症で

死んだ母と同じに半身不隨症を發し、百方醫療に手を盡してゐる最中、又も其最愛の一人兒をも驟風で亡くしてしまつたので、甚しく悲觀し、殊にどうしても病が癒らぬので、とう〳〵十三年の三月に名古屋へ歸り、其後やゝ回復したが十五年中父の其樂を永遠に見送つた後、更に數年、(十九年)腸チブスに罹つて亡くなつた。四十二歳であつた。名古屋で後妻に生ませた一子があつて、それが坪内本家の家督を相續した。

次の兄は、存生ではあるが、これも二三年前に、突然遺傳の中風症を發したので、今尙進退の不如意なのに困つてゐる。

一の兄の發病當時に、他には只一人の親族緣者も東京には居なかつたので、山出し書生の事でもあり、取りわけ、持前が不器用でもあつた私が、餘儀なく專ら介抱役に當り、今現に居る此熱海へも、十二年の十二月廿六日に兄に從つて彼れの療養の爲に、初めて來て、其翌年の一月開校(一つ橋の東京大學の)頃までゐて歸京し、尙十五年の秋には、夏期休課中に國へ歸つて父の七十の賀筵に侍したが、それが父の顏の見納めであつた。但し兄には、尙其後も數度逢つた。

東京へ出てからも、此兄には、些細な不心得に就いてさへも、隨分手ひどく叱られたが、今になつて考へると、いろ〳〵の意味で、彼れは私の最大恩人であつたことを思ふ。又、同胞中で、最も情の深い人であつたことをも思ふ。苦いはじめて來たのであつた。

(九年二月二十九日、熱海に於て)。

○四月九日南都（徳川新御倫侯）内音楽堂を
今橋上（石上宅嗣の一千百四十年祭典を宮
あ、ひらきと大和の石上神宮の宮司（階級一）
をひきへて祭典を行ひ、ひんぬき国学館（全国の主
催を博博しひんぬき実に山雅の人名を海内
徳川家（博物館費用を出し）のお聖也、宅嗣の
子孫を繋ぐ記紀を存ず（の関係者に芸亭を設
けて国書をつ[illegible]）人ひんぬき関係もしめしとあり
以て国書銀の[illegible]和とす、海内を四三年前
ひんぬき其の遺址まも探索しひんぬき資を
勅しもぬかすることのひんぬき[illegible]
也執行するの[illegible]式場二十名ひんぬきの名

の幹部を中央亭を[illegible]
[illegible]ひんぬき也、高の和田[illegible]の高
しひんぬき宅嗣の[illegible]二[illegible]を掲げひんぬき其の
[illegible]を前[illegible]実に掲ひんぬき也、[illegible]ひんぬきき載
むを記[illegible]しひんぬき[illegible]の一部分を悔ひんぬき宅
嗣の事蹟ひんぬき関ひんぬき、北の[illegible]ひんぬき文亭
ひんぬきひんぬきを[illegible]張徳川家の不義也、[illegible]
と比較ひんぬきれ二ヶ不祥誤[illegible]ひんぬき張ひ
正しとひんぬき[illegible]也、宅嗣のひんぬき[illegible]ひんぬき也
祖考の[illegible]を二[illegible]
[illegible]ひんぬきひんぬき[illegible]ひんぬき、ひんぬき膳
[illegible]ひんぬき[illegible]ひんぬき[illegible]

の時史料を送り来りしに、一巻十尾、其内訳
とすべきは、五冊なり、之を楊斌庵
四位と同様の三本なり、惟うに春濤堂
しに「紙幡」と云へり、蓋し「紙幡大帰方
寸、想見風流茂子園」と、
中北村無之、一寸但し、北方藤原家の玩
下のものなるべし、他に格子珠
とするものなり、奥書の目録「写本許
然れども、「杉浦武四郎の蒐集
蒐録」目録と原本とを比べ、前者の方優
拙なる物蒐録を得しかと、今日又同方を得て全

復を原文に於て等閑にすべからざるものなりとも、原本の有無を得他
に一一紹介せず、
稿と定尺なる大なる袖珍なり、恒雲印
毒岩蔵録の二種なり、前者は鈴木義手
の印譜なり、全刀銘石の刻なり、北人高家
なれども、此中家なる名刻を花なり、寿
客業録は春濤堂南出の輯なり所なり、
今本邦の菊を関する故なり、詩文を輯む
此度為こ、巻首に「天造」の印を捺す、大
典の際献上の者の複本也

四月十四日記

○書苑菁華は乾隆年間陳思の編纂する所にして漢魏以来書道に関する諸家の説を広く蒐集し古法の参考多き也、余五年之れを得たり

此年石印出版あり、余之れを得たり

慨乎、在本を得んと欲し捜索すれども、北京琉璃廠の一部を得たり、惜しい哉文求堂所載の弘文書局、和漢書籍の出版、和漢を兼ね、全紙版を出す、三十のを参照して修理新たに成る、唐人之れを見んば或人と雖も復し、敬式を解釈せず、其書の如を朱標して載す、此書の大なる作なるもの也　十四日記

巻数二十合六冊快あり　廣十五間也

○神田南の鈴と都下書肆の古書陳列あり例の如く別に観る、格別の出品無き時者多くの義と念のものを見る、但し中津宮城の臨写本十二冊を見て各指動き驚ひ入る、北の書は宮城放中の稿なるべし、書の古色を帯び臨写なるもの書冊の形態大小不同なるも三冊は紙本なる外は皆紙二つ切の大なるもの也　摺紙

十四々なるもの也　眼縮臨帖と号し古の名人一冊の初頭に宮城の氏名号を細刻せる印を捺す、各冊に第何の干支あり、機械的容貌の名家のものを臨したるものなれども得て面白し、余宮城と同郷なるを以て其の数倍を重ん賞する也

笑中の一つなりと云ふ
世の書跡を得るもの二三なるべきも、至本藤峯
◉和名四季部類、縁の本あるゆゑ従来、稿と
なるもの）　　大正九、四月十七日
○「書概」一冊　興化劉熙載融斎の撰する所、我
漢書会の上梓に係る。余偶々市に得て之れを
読む、前漸く能く古今の書を論評し△
益する所甚多し。余いまだ原本を見ず、此書
未序跋を闕く、他の原刊本を得て校勘を
底義すと云ふ　　仝上
△往々奇警の観察あり
○藝概書とも称せる　劉融斎之撰

りとなりき　訪ひて、終に相撲を見に行き南横町
の書店に到りて午后を過ごす　会に中標
話す、当選男と合ふ　文書博士（待ち）平馬流
中学生渋谷の西人候補を立てあり、名を撲
栗さんなる物よしなりき、広き早大生と電報して
後されしのみなるが　余子は一案の草にて役
しなり　并し男子物集古さんより持ち来れり
なるなりと云ふ（中学生茂選）余当選に涉
蓋の評にするを云ふ　当選男子　アズ、ユー、ライ
ツ、イット　一篇は評して、英語のテーミング、エリッ
ル及べんとすと、余また　アズ、ユー、ライク、イット
の書名を何と訳せしやと問ふ。当選　未だ

決せず、とえひ旦つ云く
説曰、此の原名の意と往々の
説曰、お此の字と云ふ説も有れ、又
説と云ふ説にも云へる、其の他の事柄に渉んでは
差支なき詞名を得ないと云ふ事中、とと云ふ
てゐる、日蓮の法難劇と就て云ふ通説に、帝大
の文学者自分を兼り玄冬の謀を企たてあ
の劇の開演中、成ん此の御を攻撃し
ず、早大生の之を聞印し怪を怪けて
と憤慨す、通説又曰く寺月上旬を歌舞
役者と自分の是非を上演の云を歌舞
つ実朝を演ずと説る、通説と云ふ和歌を
演し初めを新を稽古を交換し、後に

撰えとる寸前三巻を出し、舎うす孫文奉
の云ふ人高山氏を見て思ひ出を雪
の共の一説を始り、通説三治しも又真面
くる

四月十七日記

○本の印刷に成の職業遠を人を雇
四十人を引率して横浜に到る更に本牧
の三渓つを訪ひ此つを訪ひこんつを
ミる日うんと、十時の所つを初めて也の
しく此後の行を、横の海の所の風
を海を見飽きぬ思ふ、国三原氏
の此を訪ふ、特に横山の書遺宝の縦覧を許
まれ、さきの年大阪に滞在し一説を

を得たりは[illegible]全て記する要なけれども、その後
源氏の住宅となりたるものなり、そは北の建築
の一部なるも山上又は山下なるまゝ田廊を作り、山
上にまゝ山上にハ二宇の桃山時代
の建築を据へたり、北の二宇を名付け豊公と因
みあるものなり、半流の廊八三入ゞ豊公なるも
の造営なるべしとの、聖西を海北友松の西と称
するも、北の田廊ハ[illegible]思ひつきなるべ
し豊公の正室北政所の[illegible]
者を怪しむも似たる田廊のあるらし思ひつき
なるべし、何れにも北の二三宇ハ[illegible]
の造営長廊ハ一往の風致を三條に深くす

ものなれ高雅[illegible]
選び[illegible]作庭にも[illegible]
附と異[illegible]こゝにもつくべきもの前方北の
桃山建築と見しかりし無し巨大の石の
態一基、例の豊公注ぐを釣を無んとする
[illegible]の掾先の据付
彫刻あるものなれ[illegible]
什と思ふる、伊藤の[illegible]桃山時代[illegible]伝の若
から[illegible]北の建物[illegible]
桃山の建物一[illegible]
[illegible]自庵を前年見[illegible]
[illegible]庵に[illegible]
[illegible]の他に植ごみ

[illegible]、北斗堂もとは江戸[illegible]
[illegible]本[illegible]の[illegible]大石良雄の[illegible]
[illegible]んで[illegible]ひなる[illegible]と云ふ、例の支那風の一亭
[illegible]を[illegible]菓の[illegible]を[illegible]、[illegible]
[illegible]も[illegible]料理をこゝに開て一軒を[illegible]け、[illegible]
[illegible]の[illegible]門[illegible]、こゝもお部
[illegible]の[illegible]式の[illegible]の四五の室[illegible]す
[illegible]支那流に作りなすもの[illegible]奥[illegible]ば、
[illegible]見時[illegible]
[illegible]、一室の壁面[illegible]山[illegible]を作り[illegible]
[illegible]に[illegible]、お部[illegible]
[illegible]を[illegible]手[illegible]
[illegible]もの[illegible]、[illegible]山の[illegible]

[illegible]を[illegible]
[illegible]、あまの[illegible]の[illegible]四谷
の里四の[illegible]一室も[illegible]の手[illegible]
同じく[illegible]観心寺[illegible]
[illegible]達も[illegible]
こゝもうつる也

四月十八日の録

○慶長年間多くの法[illegible]の出と中に寺院の
出版に係るもの著しかるべくも[illegible]唯[illegible]文献の徴
すべきものの無い[illegible]今日[illegible]追々文書
が現はれて来る[illegible]、寺院版の[illegible]
○見[illegible]もついてくる[illegible]、北[illegible]村出ハ
国[illegible]寺[illegible]寺[illegible]のことを載[illegible]

のるが、そんなことも法華の事跡の世古の件
紙の記事を找出すことである、の件紙のこと
明法寺とかうして出版（中略）
てゐる、要法寺版
るを為つて、要法寺の僧因智院の性と云ふ
開寺出版に大なる関係のある、例の直江城州の
文選なども此の日性の作つて出来たものである
ことが今の移ひなきことである、此の寺は道
宗（本川宗）の大本山で（もとは興門流）此宗の
大きな寺であつたが、寛永年に炎上し、そん
なる修時東二條下に移つたが、其頃の寺
に出版されたものとのこと、但し往

未要法寺版と明こん刊さんなどとあるものも一ッしう
ちゃ、そんな論後で慈眼刊、正延刊、洛内要法寺
内開版とあるも年号無いが慶長中頃
の法華版と思はれる、俗刊記の版のうちこそ丈
ひあるが、同じ慈眼刊とあるものも孔子家語
であるこれも慶長四年の跋文とある又らく観政
要もある、これも四年の跋文が附て居る、又今関
正延刊と刻されてある芸書十年の開版もある
又刊年不明のが今関の刊したものの大部の外に
中庸もある、北斉は一概に要法寺版と断定し
難いけれども、直江山城の文選とても、巻尾に慶
長丁未法法〻　板行畢とあるのみで、要法寺の

版を何ども無いが、拙著の文集第二の件、板に彫
んは要法寺に版行せしめたことゞなるべしと又
んは前の慈眼大師の刊も元祐北の寺び出ずる比
ものゝ如くなれど、但し元祐の生まれ百新定も
出来めこと勿論ひあるべ、尚ほ北のし和漢合運
図のあるこれを日蓮が要法寺び刊行したと推測
せらるゝ記るが日件の載つて長る、又沙石
集十巻八冊本（慶長十年）其次は元祝蓮の蓮埵
略伝一冊（慶長六年北陸中板行とあ
り四又野狐承恵撰とある承恵の日性も北陸の要
法寺也）其次は法華経記十巻五冊（慶長十五）其
次は宗教の法言本ひあるべ、此等も何ども要

法寺刊の明記を無いのの日性の校訂義〻は拙
述のごとく、その日性は要法寺に刊行
を出すの比時ひあるべ要法寺版と推測すること
は事実の無い板に思はる、全体慶長年間に
要法寺に限らず京都の有力なる寺々に往々
の国書の多く刊行されたのと、殊に元祐宗と
ある便利なるものゝ相解うる這入つて来れ始め
ひあるべ、日件の板と極めて共に十年家康が
在世中、日件の板の著者法原貴賢を以て
後陽成帝に家康が京都流宗を献じ比記
るものゝ天皇の命過ぎひ十箇年家康
を（注）を御示ひなるべ慶長年間家康を

献したる、北の流字の印刷ことに要法寺其他の寺院がて[illegible]ゆくを程傍やらを得て往々の図書を刊行する便を供したるものあるも、日性と云ふ僧を高祖の嫡孫のゆえあり、傍教の為めに[illegible]ものを献したるものあり、此人は天文二十三年に京都に生れ、慶長十九年二月二十七日六十一歳で入寂したが、同十三年の頃を編纂著述と身を寧ろ、其の撰著印行に係るものが甚だ多い、前に列記した、在家義解日本書紀神代巻抄等もある、彼れは後陽成帝御譲位（慶長十六年）の後仙洞に召されて講釈を申上げた事を記した

るこゝに公卿達の印色がありて[illegible]い、彼れの図書刊行に帝諸家の流布を利用する便利を思ひ比べ、ことに此の頃の関係こゝに推測せらるゝ、彼れが傍教を慶[illegible]あるべきを言ふまでもなく、其の日蓮の宗旨を採るを慶長十一年[illegible]法印に[illegible]近くに

○月光一の大僧都と文の[illegible]寺の参詣を[illegible]あき将さて海を渡り[illegible]出で[illegible]を伊太利に[illegible]うとする内の義の[illegible]南米南部を祝奪して帰る[illegible]南蛮屋敷不動寺沈山科祝三を迎えて[illegible]る[illegible]祝委詳を

少く

内田の活版所と獨乙の工業を学ばしむる為、獨乙
の大材を アルサス、ローレンを佛の占領に委
しらることゝ、獨乙の石炭の十分の五を北地方
の鉄のゼーンを生ずゝ、そのほか之れを受ひらるゝ
ものゝ獨乙の白耳義と為し年々十五億順の
石炭を送出せしむる義務あり、獨乙の
二億の復興と相まつて品炭の欠乏
米国並に英佛伊の物價と就て曰く（此年の
夏頃）米国の物價は驚くべき高騰
をなす、但し佛国の如きは今日迄
減じとゝ、英国も亦同じく低落
料は蔵に切符制を厳行し、海外
輸

輸入を許さず、獨乙も切符制なれども英国の如
く高騰に行はれず、佛も獨も亦
マーク、フランクの貨幣の價格減じ
う故に日本人の心持うつうまは物價の騰貴
を感ずれども、何んとうんば我邦よりも十倍の
格なれども日本貨幣と比較すれば我邦
と格段の差なりと。
外国の貨幣の比較
十倍する其割合を
●也困しむるものは北海道
新食（ママ）（ママ）の値段を
やもをれすや

職的英米其他文明諸国の食料供給をつと
めるこの地、料理屋や宿屋もいとまなく
の活況あり、食料の需給約を契機として若干
の人集まり人をつくり、或る割合にて四命令説をみるもの
ひも或る機会に於て説明を注意すること、別のもく
あり、これ Saus food とし戒しなり
して国民を教戒
山科の南産祝祭活中ニ四マ〜ダイヤモンドもて
作の玉杯と共に異なるものあるなり
採掘者を北の土地を太陽の照らして輝く
或る機械をうけて特選すること、採掘者
非常の熱心をなすも、ダイヤモンド選り

うけてダイヤモンドとなるもの各採掘
者連合して一緒にもつ之を英都と送り
英都に於ても相場を定め其切り
さう故に工作をなすも優秀なる
採掘者の身分を保つ以て一致協合す
る所なり
山神の米国のモントンの於て大統領山井の
ヤ人なるを訪ねし各都市巡回中後
欧佛英国に出張して公使を得ず、石井大
使の電話の明なるを以て副領領と上流に面
話せることを流し米国の地位ある人の多
人に接するの話快なるを喜ばせ曰く、副領

欲と海苔を交ぜる間を彼のを海苔中途を指
るを止め終りを膝を拭摩すること数度
刻後鍋を下ろし膳上に在るを幸い涙
痛を一時忘れまくしと云ふて自ら云て事内さ
ひ云う、海苔の入る真鍮の器揚げあり
刻後鍋を先つ其の穴を鼻を通べ
しと云ふ又其の穴のものをくるん蓋えん
ツサと催し云う、何云うと問くば喚き同者
云う渡矢を入れの海苔之んを喚き事が
喫同ものし代へる習慣ありと渡る渡俗
まのうを渡も家の机のテーブルの抽子
を鍵を云う事もそれ

の槍を出し之れを渡俗新しの孔の通り
と指さし或る渡家を指さし、こんのルーペ
エルトの家ひあつた、あるが眼鏡をでて
百つき例の百万鐵脚を以て葉を叩き
海苔を考へたる机上の眼鏡を物離
さんとすれども渡る、渡者家の皆食と新ら
しき興族の事を掛てある為つき後
をすると下渡りて渡者家の後ろに回
族を掛つることとなりて上陸
ん与無つたこれを大後鏡の掛るものを
横ん比のひる其用金と就て掛の
あつた時、上陸これも用金しとあて後こ

下院の新議員の前後につゞくことなるべ
しと云ふ……あるべき筈の聖堂の建築かぬるも
立消の後に相ひあるのみ、さんと問ふと云ふ後
欲事なるべき海泊の③是ぞ、こんと佛蘭
西もの所多し價も番の千円と價まで
後らんとのことあるのひあつて、……ぬ先きこの
副大統領の初見の人に對する應接ぶり
別段自分も自動車に乗りて
う別段が後歩びて電車に乗りま
るを見受け、中心思ふしく思つれこと
アルゼンテンで大統領を押し殺すひ
あるべき特と函館に出て接見の時後

りの交換りを者を捲いたるの後も中央
紙の紙幣の生産に奉ぬし此度中
四信用の生産の義しもとと日本
の洗濯の③ある紙幣の如き架に
書籍のあるなるの如ひも指せと
云ふ事書籍を指しを見る
開けもしらも代を元り出し此面
とこのもるを出して元七世の
ら十円紙幣十個を攫みし紀念の
めこんを生ぶに眠るもこれ自分を
何とかくを嘲し実に生涯
中の義貨を矢鱈に元り出すべきも

海儀と考へて要することゝ思ひとりて補充す
ることゝなれり、元来、此、こゝ比あり比、今も
如こ思ひて居れりや、こゝ彼の一生彼
こ此を語つて喜ぶを聞く比ともあるこの
ひを絵巻なれば、こんなことをしたる是
文ろいと云ひて居る、保しかをうく氣の
海まれるこゝ云ひて笑ハセ元
○彼の五峯来訪当る雪舟の臨写
元十二冊を出し曰ふ立峯雪舟のるを読
る曰く
雪舟ゝ雪舟の人こゝ峯来ちる前ひ三才後
を題授して江戸まるに時雪舟き

題を求ル比、雪舟憤慨して曰く僕豈彼が
こ譲らんやよしこゝ天下こ名
をあらいしも彼等を浸く蹂躙ひ
と彼の江戸に出て書道こ身を立セ
果して彼の書家こ義渋こ次くの名
勢を奪ひ比、彼の名をうく掠あの性び
名を集ひ上手ひあり比、向島の某神社
こ慨を献ひんとする時有志者も推ひも
頼まれ比、その秋峯も同じく頼まれ比この
雪舟ゝ二十四の時雪舟を画れし比、向島二
十四の御儀を高かいと評判ひ比のさを慨
を献ひ比ん日の日比、雪舟い舟を送日へ柳橋

の校書を舟に載せ大墨書を乗せ詩し且つ三
杯の清酒を前に位置し詩を作りて江に投じ
て江に沈の義なり投じ終れば舟を
都ひこの歌甚だ多くもつて
その日を定めて掛軸を作りて毎月其
の日を定めて掛軸を作りて墨を磨り色紙
を展べ詩をしたためたるが如し
そうして第十の日詩成り帰りて
一日席に二十餘双を作り終り
為に絵を描かせ今も残る
残りたるものは大画幾
くもあるべし

ブッツケに書をすること
故)雲濤ひあつて旋風起る
ること二宮を雨り堂を飛ぶ
此人の所為無ひあつたと
五里男爵の説に所ある中国前に
が防禦に当る人を四隅に三人を
得た其人を納めて終生立つの
つた石垣の話しの接ぎ
沈着のめりかたこと
ひ高陣の生涯
陸の正妻
の弟 蒲岡市

来遊者の[illegible]あるこんの[illegible]の得たる[illegible]
[illegible]帳の一冊に捨しある雪[illegible]の印[illegible]を検するに
[illegible]の吐[illegible]を[illegible]待つてみる

賤性中[illegible]名後郷[illegible]日子四[illegible]雪[illegible]北
[illegible]長[illegible]寒村士、[illegible]田糊に一書生

○本年の四月[illegible][illegible]分[illegible]奉天[illegible]決
[illegible]を湯州[illegible]分社の[illegible]
出[illegible]、大[illegible]の[illegible]と湯[illegible]の[illegible]湯
韓[illegible]の使を無[illegible]来月(五月)
廿三[illegible]各紀を用[illegible]六月十五
日釜山に戻り[illegible]釜)に[illegible]一行の路[illegible]
の則ち[illegible]印刷[illegible]のもし往来[illegible]

[illegible]一歩も[illegible]出さ[illegible]金も[illegible]分を一[illegible]を出し
[illegible]ち[illegible]、但し同社[illegible]行[illegible]ちそう大儀
[illegible]社釜中[illegible]到[illegible]自の行動に
出づべし、湯韓[illegible]校用もあ[illegible]校友[illegible]北等に各
[illegible]の[illegible]在を[illegible]す、[illegible]一回[illegible]
[illegible]機会に北京[illegible]人[illegible]
出先[illegible]決[illegible]行くべし[illegible]
○[illegible]のこと[illegible]同[illegible]
[illegible]の[illegible]解[illegible]
一社の[illegible]味[illegible]、例[illegible]
と一般也、[illegible]を[illegible]
[illegible]魚を釣り鳥を狩る
[illegible]銃を[illegible]一[illegible]を[illegible]

日本圖書館協會主催
第十五回全國圖書館大會

日程

五月二十五日（火）　午前九時　釜山棧橋集合点呼　午後八時　南大門着　〔京城泊〕
午前十時　釜山棧橋發　午後十一時　南大門發
〃　二十六日（水）　一晝夜京城滯在　同地視察
〃　二十七日（木）　終日汽車　但奉天にて乘換
〃　二十八日（金）　午前八時　大連着　午前中同地視察　午後一時大會　〔大連泊〕
〃　二十九日（土）　大連滯在　午前中同地視察　午後　講演會　〔大連泊〕
〃　三十日（日）　旅順行　關東廳博物館及戰蹟見學　即日大連歸着　〔大連泊〕
〃　三十一日（月）　午前九時三十分大連發　沿線視察　午後九時奉天着　〔奉天泊〕
六月一日（火）　奉天滯在　午前中同地視察　午後　大會及講演會　〔奉天泊〕
〃　二日（水）　奉天城內宮殿、北陵及中華民國設立模範圖書館等參觀
午後九時　奉天發
〃　三日（木）　午後七時　南大門着　〔京城泊〕
〃　四日（金）　京城に於て講演會　午後七時三十分　京城發
〃　五日（土）　午前五時五十分　釜山着　解散

備考　釜山發　午前六時四十分　午後八時三十分
下關着　午後五時四十分　午前七時三十分

大會出席者注意事項

集合　下關釜山間は船客收容に制限あるを以て左記便船により二十五日の集合に遲れざる樣せられたし
下關發　午前十時三十分　午後九時三十分
釜山着　午後九時四十分　午前九時
但都合により途中より參加せらるゝ向は其旨回答箋に御記入を乞ふ

汽車　會期中は滿鐵會社より無賃專用車輛を提供せらる
但大會半途にして歸國等せらるゝ向には其節同會社より無賃乘車券を供給せらるべし

招待會　大連及奉天に於ては每夜滿鐵其他主催の招待會あるべし

旅館　京城、大連及奉天の旅館は滿鐵に於て豫め準備の上特に一行のため宿泊料の割引あるべし

服裝　洋裝の合着を便とし別に冬下着を用意するか若くは全然冬服にても差支なかるべし　尙汽車中用として毛布類の用意あるを可とし雨具は殆ど必要なし

携帶品　容積並に個數をなるべく減ずること

稅關　往復共安東驛（汽車中）及關釜連絡船中に於て稅關の檢査あるべく其際には本人各自の立會を要す

旅費　釜山出發より釜山歸着まで會期中の宿泊料及食費等合算約八拾圓を要すべし

大會費　金參圓出席御申込と共に四月三十日迄に協會本部へ御送金のこと
但小切手及郵券代用を謝絕す

會員章　會費拂込者には本會より徽章を送付す
徽章は紛失せざるやう特に注意し會期中胸間見易き部分に必ず佩用すること

こゝに時々何も得さることあり、然れども何も得さればとて無ふ[illegible]、[illegible]の時何ふ得んとの望を抱き北のかた[illegible]ぶ既に一無ふ、余も釣魚も鉄猟もせまくんど余う日々の図書漁りも漁猟を甚だ其数を風あすに[illegible]漁猟に[illegible]小魚二三を得るんるきさる[illegible]を責成ふ[illegible]振りす、いつもく[illegible]乃ち書る備てうん得ふるものを[illegible]の二三なるきふ

墨池書鑒　二冊
来禽書屋書目　二冊
詩律　一冊

墨池瑣錄　一冊
陶詩　勅　一冊
墨池書鑒　唐之上杉墨池の書鑒大観の法帖なり、書物なれども来禽書屋の詩なり東江須雅自化の詩を自書して法帖体に白雪に酔りなる也詩律作も来澤一巷が初学のなれん律詩の法を論じ書き墨池瑣錄小楊朱庵の書論なり、陶詩勅小松山房の陶詩の評を京都の板刻なるものこすべて珍なるものあるべし魚を以て[illegible]ばの[illegible]魚のめく多くあるものなり、まるのめく大味のものなれ、小と雖も味のい

拙き文を書きなす中に書きることを始めて、この四月木三の記

○四月書　古今和歌集大観　集古浪華帖を解く

古今和歌大観を日本に現存する写本の古今和歌撰集の二十二種をコロタイプ版に刷行し収め里校書木中川（忠順）の解説二十五頁を附す、これを日本の学界の珍宝の標とす

大体遺漏なしと謂ふべし、前年里校がプレートとして発行せし時一部頒ちんとすることあるしかごとくなりうるもの多く其の内より其の書をしるすを以て便利とす

又浪華帖を来の所蔵かみのうち摹刻とするものを今の瑞鶴的うれしまるものを抜き、久しく浪華帖と命じ来る故を知らしかの本の序の摹刻江戸世代の版と合つみの抜と浪華帖の名を標榜せしと、此年初摹刻せしを浪華帖と初めて附帯の相書を用ひしうん

○深宗秘抄と題する歌集公任の撰に係り世に伝ふる墨本八公任の自書と審定まりし文政近年北の原書本を孝らるを出でいたる手なるを知る仙定の表、宗尊親王の書なりと審定され

なり、北の漢宋秘本の法帖形に仕立てたる■刻本
は以前なれども僅いろ乃ち玄の基の刻する所也
此事はコロタイプ版にて上梓したるものなり
うんぬん原本を写真したるものなり池部義象の■
跋文を附したり

○田中仁卿著す所の古法詩一巻を得、仁卿名
八懋長岡の人なり、多分北地詩話中に北人の作あ
ん、いまだ検するに能はず、巻中二十首
の律詩前賢論書の語を詩中に入る、北人書
道に造詣あるは似たるなり、五峯死するや至や今
まで日■■■と称す
○本月下旬満鶴の催しなる国書縦覧大会

○出席を諾し居る国人、一昨日事務所に来
れば五十名に達すと云へり、地内行為らるもの臨時名
七名、在来より行為の人々を臨時の会と称し
為替貸を会すれば五分の一を国卿人也、古
天らるに北京に入りんとせるもの六七人あり、余
も其一人なり

○左の二書上海に於て印行する所、品陶家の坐
陶瓷研究
■■■の好書也、右に要らるべき書也

一 匏雅　江浦叔園著
上下二巻　分冊四巻
石印本　上海朝記書局印行

一 飲流軒説瓷　廣州許之衡守白著
上下二巻　分冊四巻　活字本

皆近来研究の結果を載す、未精後の産あるべし、此書本邦に多く来らず、

陶淵と共に琢とすべし

○歌こゝろ一巻あり、題の織錦筍春海の著とあるも誤也、拾遺集に拾遺集附録と称し拾遺集附帯し居るものなり別本也巻尾に八百木千幹の歌あり拾遺集刻後上梓なりとあり、拾遺集いまく海内に流布し居るにうたがひなく有るべし、初学の一注すべき書也

○五月五日、今日端午の節と下す、朝夕仰向濛々、茶の別つなく、又出て、遊ぶ、悔し、内の四く

以る時なこと揮毫して病床を一掃すべし

と敬ゝ、一月以来茶不らず嘔しまんる絹紙堆を為す、内子の言理なきに非ず、乃ち

筆墨を執つて紀す、揮毫朝の九時より午後二時に到る、倫敦十数紙豆腐五六成る、新時者の為めに節なる歌の文に曰く和歌

芳医師のあるまきの「玄契」西家のあるもの曰く市中庵に山四ツ

しまるもの曰く別所丹吉が生の為

村受の嘱に応ずる書曰く勝連田清兵

のあるまきもの書附松雨芽、えく語る角の

の二風あり、仮に方成る迎へ新に不習る

眼をくゝ手低く拙陋觀るに堪へざる也佛と書畫
帖を拵へて書を需むる者あり、立ちて筆を
把つて題す、曰く拙之一字免るる羅北海宍
一日の揮毫の謝礼こゝに元つべし、今日又亡北堂
の墓誌を作る未だ定まらずと雖第一稿
墨とあるべき妨げず、
誠て二日又額面十數字を作る前のに比べたれば書稿
々熟す然れども別度拙方を見うべし、
墓
誌を再び書す、初稿に比べれば漸く佳也 投郵
雪斎丹美に送る 墓面に刻ちんことを托す 右
等畢つて為す 墨あり 棄るに忍びず
島子卷子 一巻を出し 後の一二書論

中金心に節を抱し 五十則
を抱し一巻を出く、こゝに人のあるあり
家に存する可也 五月分記
の所の日誌 印刷分の金後分を收める
計算を検す、六月四日二ヶ月を剩す
分金 北海民藩 見しより 値上の結果
漸くこゝに現れたる也、 前期の末
二分の利益 二分の利益
決す、 世界 不景氣を 訴ふる也
不景氣 考ふ 氣 未だ
(五月分記)

○西国巡礼の数集本郷に帰られ得たるもの左の如し

一 梅山往来講録　一 数斯克わ文典　三

一 墨道私言　一 集杜甫五言詩　一

一 江氏叢書　二 書在巻書梅浅説　二

右の内梅山往来講録の数斯克の所を言ふ

山寺花敗る余の著述中北未来の分ち数斯克文典と

るるとこゝ初めて得たり。数斯克文典と

流十年七月出版する所の北斗の

立あり無し。仏之孤家と往て是する

こゝ墨道私言ハ去る四年澤親道人の著す

所なり之を言ふ。澤親道人何人なるか不

明なれど慶応の人なること明なり書中唐宋

派の古家を評論し尤後学に益す。彫刻

のことも論ずる一往の論なり。江氏叢書

八の版なれど仮版なれども佳なり書在書梅

浅説初梅をこゝ仮し書第浅説の深くあるべ

きこの頃けんすんず、考あるべし。六月九

日

附言　墨道私言の著者の彫刻家を兼しく何者

迄の説をつまびらかにあらず。文化の著者の先人ハ彫刻

とあるべし。日本の豪傑ハ先人なる初まること

記す。

又曰く澤親道人ハ唐津の子なることを知る得

北の墨道私言中、自こう廣瀬五十二歳の時の子ちと記す

△深雪数日に亘り人懐抱に禁くす北洞水を得たるものの如し満園の草木、僅かに芽出したるもの、北の慈雨のうるおしに生長し、満園の新緑極まりなし、唯だ風吹き、吹き亂れ落花雨に散けり、満地繁白紛然堆積するのみ

△久しくせんとせしバラック式の建築を営むに、而して一隅に建てたる一宇、最も豪家の庭に接近す、金を惜まず枝葉の隙もなきまでに丈の低を思ひ、丈

庭園の風致を言するを要せんも亦た一奇なるものなり、或る日早朝之れを望むに怪しき緑色のペンキに塗り消めす、陸地のお玉風呂の如きものの、多人の余の印人のあるなり

△深雪中、去年出て、通路、其の花を敷き、軒端の路を泥濘と甚し、其の花路を評し、西海の歌仙を見るが如し、と云

へりと、ろんをまつ共評の帰するを俟つ

△山来氏曰、印税、印税日本紙の騰貴、三年前に比すれば実に五六倍す、書籍を買ふ者の負担は割合に印税騰貴甚だ重し、和紙は日本紙のごとき内国産の産物を以て原料とし、安価なる故、内国産業を興すべきと、内国産業こんと欲する者、何ぞ和紙に用ひざるや、印刷するときは、紙は用ひ難しと云ふ、果して保護するときは、紙は安価なる紙を欲す、而して安価なるものは生紙を来る炭甚だ多し、一日内務省の不用雑誌洋本等を買つて、官庁と云ふらしめ

人を雇ひ、内子曰く官庁と云ふ、ろんを窟に焚くの料とするは、此費うすと雖も、内務の費を比較するに、内子の言の所理なり、官庁と云ふもの焚料とすれば三円位なるも之を薪の分量に換算すれば、拾貫の騰貴なり、終の文書を奏坑に投するの所を含むべし、

△数多議甚だ多し、衆議院議員の投票者の金五十円、朝鮮騒動の為、三木の外国人、児玉に投票、内務大臣となる、金中山の市街、各停場の名を掲げ、自動車を西に馳せ、市街を流す者に投票者を

駕り出さん運動をなし、忽ちにして雨中元の機械工を飛び〳〵と雨に初して降り来る
の印刷所を[illegible]谷流が青年運動を、彰
く投票場なる迄後おくれ初めたの家
ハ数丁に海りを候補者の[illegible]と見たる旅
館の玄関祭りと一般也、余等歩しを之のを
見く、西中行三氏一人孤立の場所也、更らの数名ハ
あり乃ち余等と投票ちんとする三木氏
余を呼ぶ、彼の莫迦と
して大丈夫と言ふ、果し知るや否や莫を
あけて見さんは未だ

ず、

△今回の選挙は小選挙区にして所謂の選挙
也中込氏定員僅に一人候補五名の内三木
武吉氏一人多額納税者にして前代議士
現也、解散後の選挙なるを余の出し前代議士
を落くるを如何とやうに説人や三木と余とを
選挙と自分の郷国なる大浦伯後援
会長なりし時、三木を紹介し選挙物
語に立ちし人なり小野寺余なり、余は如何
に国家に[illegible]恩義ありとも三木氏
祖する所以を主とせこれ故、説人や[illegible]谷
も善選者なりを云ふ中立とせんことを

穆穆の態度なき所以なんぞ也、然れども其の高位の生ずる、其の高位の等しき者相互無益の力を発するも恵の高しきこと也、何ぞ先きまえたるものに譲るべきの理なき也、三木氏の憤を発して城谷後を起す、北丘に拠る城谷と左視する也

△今回の選挙こそ利害政府に反抗し、巧妙なる権迫を施すべき、余が友人や関係ある人々種々の応答しそうもの接指して曰く、唐津の早来、藤田の投票多隆と云う、検査の審問を受け、形勢北狐面新聞の記事に検査官に家宅捜索さる也

去ると雖ども、これ実に一端を顕わすに足る也

△都下の選挙競争こと多岐に渡すること家族迫て拘束屋の敵手辰清集と称し其の選挙を妨げんとせり、何故ぞ辰清の名刺を多く印刷し、これを近状弱見と言し各所の辰清流張り、北の悪魔と称し選挙人に配布することなるべし、辰清の名を記さしめんとすること言ふ迄もなし、辰清を狙撃と言ふ迄もなし、其中備手あることを弟と言ふ所実と言ふべし

△早大の維持共合と臨み学校の合并を図る

大正九年一月（八年九月ヨリ九年三月ニ至ル）ノ經常
収支決算表左ノ如シ

収入　四十五萬四千七百七十円
支出　四十五萬三千八百九十八円
残　八百八十円

此年分ノ支出ノ総額ニ比シ十一万八千九百円ノ増加ヲ来ス
ト雖モ収入ノ費二十四万ノ増加ノ為メ収支ノ均衡ヲ保ツヲ得タリ

基金部計算ニ於テハ大典紀念資金中ノ額六十三萬二千八百六十円ノ内実収額五十八萬七千三十二円、大学昇格基金中ノ額九十五萬五千百円ノ内実収額二十七萬六千百円ヲ

但シ本年ニ於テハ本年ニ期ノ基金募集ノ未収額ハ本年一期分ニ萬八千四百円ノ本年二期分未収額二十一萬五百円アリタルコトヲ別表収入ノ見込ニ算入シタルニ過ギズ

尚又貸助金即チ校友ノ貸助金（一口一円）ハ口数五千三百九十一口ニ達シ此人員二千八百九名ニ即チ校友ニ萬二千人ノ内約四分ノ一、貸助金ノ募集ニ応シ居ルヲ以テ、幸ニ学校ノ経費ニ使用スルモノトス

府縣立圖書館經常費一覽　大正九年度

館名	總額	俸給	雜給	圖書費	其他館費	臨時手當	備考
東京	一一四、六三八	二七、六五二	二四、一〇五	三七、三七〇	二五、五二一	一	館頭一、司書書記三〇、雇四二、嘱託四八、其他七四
京都	一八、九四二	二、七八〇	四、三一二	六、五〇〇	五、三五〇	算出 五、八〇五	館長一、司書一、書記四、其他二一
大阪	二九、二四〇・五	六、九八四	五、四九〇・五	八、一八五	八、五八一	八、二七三・五	館長一、司書六、書記六
神戸	二五、〇八九	九、〇四四	七、四三六	四、五〇〇	四、一〇九		主事一、書記三、書記補五、其他一一
長崎	一四、七〇〇	三、六五二	二、三七一	五、四六〇	三、二一七	二、六九九	館長一、司書二、書記一、書記心得三、其他一〇
新潟	一四、四六八	二、六〇八	二、九一五	三、七五〇	五、一九五	二、四〇一	館長一、司書一、書記三、其他一五
茨城	七、七〇一	一、二七七	二、〇四〇	三、〇〇〇	一、三八四	一、四七八	館長一、書記二、其他一一
奈良	七、三三四?	八七六	一、五四一	三、〇〇〇	一、八〇八	一、五六四	館長兼司書一、書記一、雇二、其他四
宮城	一一、六六五	二、一〇八	一、八七九	三、九二〇	三、七五八	二、五七二	館長一、司書一、書記二、其他一五
山形	六、〇七五	一、〇六八	一、二九〇	二、〇〇〇	一、七一七	七一〇	館長兼一、司書一、書記六、其他四
秋田	一一、〇八七	二、〇七六	二、〇九五	三、五〇〇	三、四一六	二、一六七・五	館長一、司書一、書記二、雇一〇
石川	一九、三八三	二、二九二	三、九三七	四、五〇〇	八、六五四	若干	館長一、司書二、十書記一三、雇員一三
岡山	一四、五二四	一、五七二	二、四八五	五、〇〇〇	五、四七七	二、五二〇	館長囑一、司書三、書記一、其他一一
山口	一四、八九三	三、七二〇	一、九八三	四、二〇〇	四、九九〇	一、二七二	館長一、司書二、書記二、雇三、其他一一
和歌山	五、一二一	一、〇三二	七六一	二、〇〇〇	一、三二八	七割	館長兼一、司書一、書記二、其他四
德島	五、六〇四	一、三八〇	八一九	二、〇〇〇	一、四〇五	一、三五九	館長事務一、司書一、書記三、其他五
高知	七、八七二	七七六	一、六八四	三、〇〇〇	二、四一二	含有	館長一、司書一、書記一、雇三
福岡	一七、五九二	四、〇〇四	二、三〇七	五、〇〇〇	六、二八一	三、六〇〇	館長一、司書二、書記三、雇員六
佐賀	八、八〇〇	三、〇四四	二、六八三・五	一、八一二	一、二六〇・五	含有	館長一、司書補一、書記一、雇三、其他六
熊本	九、二六八	一、七四一	一、八一三	三、二二〇	二、五一四	一、三七四・五	館長一、司書一、書記三、雇二、其他九
宮崎	五、二三二	九七二	六八二	二、〇九四	一、四八四	七三八	館長一、書記二、雇二、其他二
鹿兒島	八、九六七	一、六三五	二、〇九七	二、二〇〇	三、〇三五	七三六	館長一、書記三、雇二、其他七
沖繩	三、七四一	一、一一六	六六三	一、六四二	三二〇	七七八	館長一、司書一、書記一、助手二、雇一
臺灣	二七、〇八一	六、二〇〇	六、〇三〇	五、〇〇〇	九、八五一	四、〇一五	館長一、司書二、書記一、雇七、其他一五

註　東京・京都・神戸―市立　佐賀―私立　臺灣―總督府

日本圖書館協會

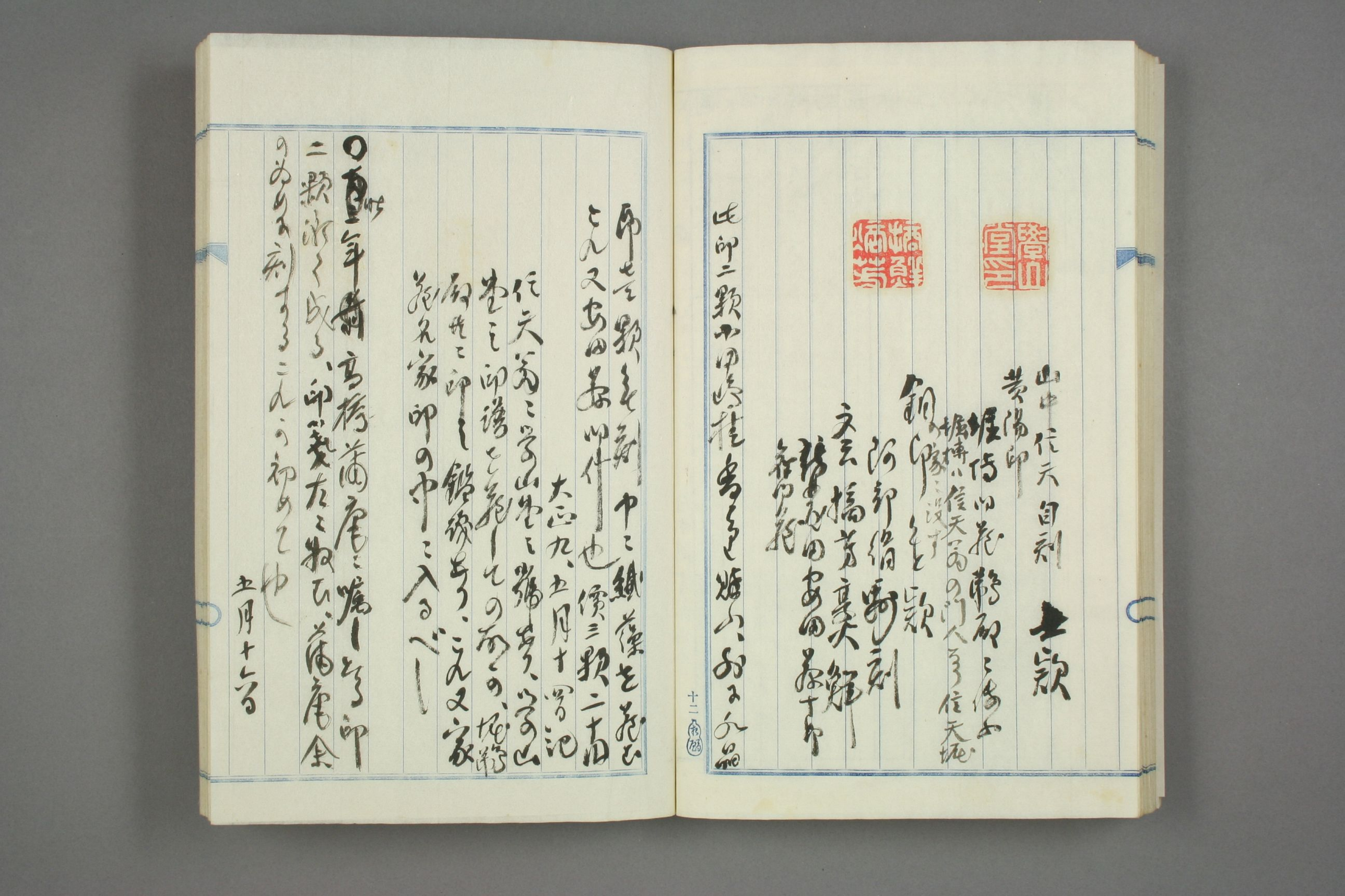

山中信天自刻

黄陽印

堀信の花鳥彫刻

堀博は信天翁の門人なり信天堀

銅の印家に没す

此の印は信の刻

文云 橘芳真解

諸人の印あり 茶十郎

春の花

此印二顆木印時代有る品 おのの品

十二

印七顆 中に鐵筆を花

とんの又あり 茶印作也 價三顆二十目

大正九、五月十四日 池

信天翁と印譜 山岳と 山岳 号、号の山

南北と印譜と 花鳥 その 花鳥

花名家印の中に入るべし

○百四十五年前 高橋蒲庵と嘯しとる印

二顆 ゆく成る 印譜 表 と 和ひ 蒲庵 余

のみ 刻する こと の 初めて也

五月十二日

川崎東

川崎書庫

蒲生氏

○前の獲るを除く「豈爾詩均」と題す「均」字、字を換ずるを類と同じと為す曰く

均音鈞、平也、調也、編也、等也、勻也

又王問切、同類

○高四尺峰と称のごとく白獲の青面を観る

おもしろく見えるもの一二を称す

不味公かな

四睡図

第一に掛子を坐びて

側らに席の芝居を印す

賛に云

四睡一睡　鼻息如雷

道川里此の大和絵を書大和本源氏物語
中の絵抜翻亀物語
黒北個枝の画に道絵あり[illegible]と八ツ山を
しが別まひとの思ハさるし
外に秋茶こ秋の大悔ハ京の文
跡をとるかめし
芭蕉翁に俳画を多けれ共此
ハ珍也
えの木工綱の小丘
ハ[illegible]茶の島見の図
ハ[illegible]の上出来住吉の絵

十二

あり牡丹を歌す
あらしとそ墨くろまれ
かきなるをとそはあれ
あらんれけり

外に古歌子
道図書那波活不の詩に和する
歌一首を懐紙に和す
千年れる亀さし角くへて見の
くらき宮うつ雨の山陰
この句珍帳
十月十三日記

○満韓に対し眼鏡を嫌ハんとせ銀世の材料を論ずる
為を換ス ハ方うれ南也、今ら用ひ居ル二十
かこ、ロ、耳視力曖昧 視力曖昧ハ
満を鈍しくるもこんの都地
○北ハ米国ら海軍国の誘導で耳ハ外交ハ日本
の国情を祝祭ととつとも形勢のある若い皇族が
軍服姿で招待会と臨ませ此のを彼ハ初め
ハの年と思ひ皇族と知って、何所皇族か
軍装しそるや日ま不審を抱き、「接伴」方
と質問こ及ひ、接伴方も彼ハそこそこ答り
ズム」の反映とと、誤解ちゝめていと、答并
る共心ーとなるく、我国人が来人と待つの不

用ふる一現ちんこ
○時勢の進ハ前年葛つ比長蛇の星月
夜ハ今ら彼庭ニ上演さん此、高
国とはこ当ら進こ相ふ十六ヶ件を論ず、のし
ら的利用ひを全部を見さらしが大体成
功ら、流れこ尚在ら活動後味ら量を
劇味ものく、既れ二つの実朝 花しの
めた国法の分解皆ら、部ヤ紅ゆ
可、実朝ちハムレットのき院過ちこの彼
れハ動ひと煩悶を現ハし得る後ありとも
実朝ハ於ちを静吐の傾向ハ煩悶の材
を現ハすれ国雄ら 偉し 涙れこ能ヤ行こ

拜啓時下御清適奉賀候偖而此度滿韓地方に圖書館大會の開かるゝに方り小生も一行に加はり罷越候に付ては社會教育皷吹の一端として圖書館事項の外別に一事を宣傳致度拜芝親しく陳述を欲し候處、何分にも羈旅匆々、拜晤の暇無之候に付、已むなく筆紙に托し大略開陳仕候、そは別事に無之植民地に講義錄を普及せしめ度希望に外ならず候、小生關係の早稲田大學に於て校外教育の一手段として年來各種の講義錄を發行罷在候事は既に御熟知の事にて創刊後既に三十餘年の星霜を閲し内地に於ては到處に行き渉り晩學の

拜啓時下御清適奉賀候偖而此度滿韓地方に圖書館大會の開かるゝに方り小生も一行に加はり罷越候に付ては社會教育皷吹の一端として圖書館事項の外別に一事を宣傳致度拜芝親しく陳述を欲し候處、何分にも羈旅匆々、拜晤の暇無之候に付、已むなく筆紙に托し大略開陳仕候、そは別事に無之植民地に講義錄を普及せしめ度希望に外ならず候、小生關係の早稲田大學に於て校外教育の一手段として年來各種の講義錄を發行罷在候事は既に御熟知の事にて創刊後既に三十餘年の星霜を閲し内地に於ては到處に行き渉り晩學の

人若くは校堂に登る能はざる者の獨修機關として最も有效なることは世既に定評ある儀に御座候殊に近年に至り獨修者の激增したるは注意すべき現象にて時勢の急激の變化は最早或る程度の智識を有せざれば世に立ち難きことゝ相成候次第と被存候、右は各人の自覺に出づるは勿論に候得共近來多數の人を統率する人士が時勢に感ずる所あり其部下の智見を進むるを以つて統率者の義務となし亦斯くすることが其の能率を增進するの一大手段なることに思ひ到り、部下を慫慂誘導して講義錄を購讀せしむること大小の諸會社商店工場等に著しく行はれ既に二三年の實驗を經たる方面よりの報に據れば洵とに結果良好にて之れが爲め遊惰の風を一掃し品行修まり服務勤勉に能率に於ては殊に觀るべきものありとて、往々謝狀を寄せ來る向も少からず、現在右の方法による件數は甚だ多く爰に全部を擧げ難きも、其一斑は別紙に載する如くにて、現

に滿韓に於ても二三著しき例あり(別紙に在り)、若し各會社商店工場等多數の人を收容する所に於て此の事廣く行はるゝに至らば其の能率に於て其の風儀に於て一生面を開くは必然と被存候、而して此の一種の教育は多數を統率する人の奬勵輔導に待つ儀にて方今の時勢に考ふれば眞に急務にて使用人の福利を圖り兼て社會の利益を圖る一擧兩得の便法と奉存候、滿韓地方の如き內地に隔離する所に於ては、別して此種の教育法を要すべく、又智見を研く機關の缺如を告ぐる植民地に於ては各人喜んで此の慫慂に應じ可申而して修學の效果も內地に比し一層顯著なる者可有之と被存候、現に朝鮮總督府貞洞分室統計課に二百名に垂んとする團體購讀者あるを以て其一般を推すべしと存候、伊勢山田驛長小山熊雄氏は五十餘名の部下に講義錄を勸めて研修せしめられ其結果に就き吾大學に報ぜらるゝ所は全く右申す通りにて其の實驗は愚言に裏書

をなすものに御座候、何卒貴臺に於ても部下を慫慂せられ相率て講義錄を研修する樣御懇示相願度候現在早稻田大學に於て發行の講義錄は政法文專門科の三種ある外に商科中學科の中等程度の者二種あり尤も廣く行はれ居り候、尙ほ多數の人相率て購讀する場合に於て別紙所載の如き便利も有之儀に御座候、何分にも方今の時勢部下の統御上敎育を要する儀に付特に御一考を煩し度匆卒一書を裁して愚見を陳し候、尙委細の事は早稻田大學出版部へ御照會被下候はゞ詳細可申上候　敬具

大正九年六月

滿韓旅行中

早稻田大學維持員　市嶋謙吉

○北京と清朝帝室滿蒙の上四茶館を訪ひて其の著集と傳る各國の政治家を見且つ往年研究の結果を踏まき說明するものあり比、往々のものとして無かりしと思ひたるべんしやや感化のものが支那と甚だ多いことゝ思ふ、日本もまた支那国内のものと思ひて居る政治家の相校するに意外なるべんしやなりと年を屆るに當り一部を要して、例へば深井の農業のぬき、雪餘のぬき、日ぺんしやや感化ある、深井氏自身なるべんしやや感化ありることを示さんがためにべんしやの政治家がえを淡のしてみる、桂先氏翌年もまた此の式とも思ひて

みなもと実朝ペルシヤ指絨ひもうて、ペルシヤの名物なる北の金屏の如き、支那に用いらるる、支那にあるも、古来の千錦とゝもの、ぬきを七寶の味を陶冶する者、此ものにあるも、ゆゑん七寶のもとゝ矢張ペルシヤ、ひ同国ひもの工夫メルを用ひみる日本の柿右ヱ門の組のぬきも何をなんぴものゝ[illegible]ゝ宇敬[illegible]てゐるゝ、らんもペルシヤ、ひある、支那の陶冶ペルシヤ或化を今ゝ脱して居るものゝ[illegible]ものゝ[illegible]ひあるゝ

日本の学人から一の説のみを[illegible]して[illegible]ゝ、そして[illegible]ゝこの説ひあるゝこの[illegible]ゝ、ゆゑん特を今ゝ[illegible]ハッキリせぬものがいろ〳〵あるゝ

上田のコレクションをみるとハッキリする、今一を掲げんに、日本ひ井戸とゝう井戸脚もの[illegible]ゝ[illegible]ものゝ泄陽の[illegible]ひあるも奥高麗とゝを合して居るものゝ泄窯ひ宋代のものひある又日本ひ交趾とゝ居るものゝ支那の海安窯もゝん下唐津と命じても居るゝ、繋くものゝ日本に於て雖しゝ道八ゝんを指して、紀州侯ゝ河源支流の印ゝ唐織ひゝ支那ひゝ茄紫窯日本て居る成化頃ゝ[illegible]ものゝ、日本の古陶磨ゝ[illegible]ゝ似ゝものゝ定窯とゝうん、現ゝ和の陶ゝ[illegible]ゝ倣つゝものゝとゝあ、白高麗とゝ[illegible]ものゝ定窯ゝゝん[illegible]ゝ、白玉を模しゝ[illegible]ひある

○北京に滞在の日、清史編纂の状を
聞見す、委曲を日誌に存す、再記を要せず、左の如し
こゝに清史内容の大略を、別に編纂体制に
就き、編纂員の意見を印行したるもの四五冊あり
後院勤趙爾巽氏に提出したるなり

現將公議史目暫行排定以便分任先從表著手以後如有
增損再議續列

紀十二篇
太祖本紀
太宗本紀
世祖本紀
聖祖本紀
世宗本紀
高宗本紀
仁宗本紀
宣宗本紀
文宗本紀
穆宗本紀
德宗本紀
宣統皇帝本紀

表九篇
諸王世表
公主表
外戚表
諸臣封爵世表
藩部世表
宰輔年表
大學士
部院大臣年表
疆臣年表
交聘年表
中
外

志十九篇
天文志
災異志
時憲志
地理志
國語志 國書附
列傳十九篇
后妃列傳
諸王列傳
臣工列傳
循吏列傳
儒林列傳
文苑列傳
疇人列傳

樞府

氏族志　忠義列傳
禮志　孝友列傳
樂志　明遺臣列傳
輿服志 附國學　隱逸列傳
選舉志　藝術列傳

制科　文科　武科　學校　列女列傳
薦擢　推選　封蔭　考績　卓行列傳
捐納　貨殖列傳
職官志　土司列傳
宮制 分并沿革 新官志在內　內官　外官　客卿列傳

內務府　宦官　女官　屬國列傳
食貨志　叛臣列傳
戶口　田制 官田 屯田　賦役　漕運
倉庫　鹽法　茶法　錢法　礦產
俸餘　徵摧　國用
河渠志
兵志
八旗　綠營　防軍　鄉兵　土兵
水師　海軍　邊防　海防　訓練
製造　馬政

交通志 新増
刑法志
藝文志
邦交志 新増
外教志 改傳為志

○今回の旅行も誠に仕合せであつて、往復三十の北内船中の不つゝ時日と別府や京都と立寄つた時のを差引くと正味二十日間ばかり交邦界に渉韓地方を通へつゝ過ぎぬが、自分の見聞したるを大略利益ぶかつた、細かうことを数へ立つれば沙汰の無い位であるが、大略の事のみを示すに留めて置く。

第一大陸を初めて踏んだ、第二日本の植民地を初めて見た、第三旅順市場の二ヶ所の戦跡を見た、第四公邸とかの朝鮮を見た、第五久しく恋ふる北京を見た、第六度軌鐵道を見もし乗りもした、第七外国任官の植民地や鐵道や旅館などを見た第八二日以上滞船する乗つて費用を節つた、第九多くの支那人と交つた、第十泰山を見損うたが、一三の山も登攀したことの等も皆な自分には初めての経験で、未来やつとの事で踏み出したさて出うけて見ると、大陸の氣分とは何ともいひ

自分の氣宇を廣くし以て新たなる氣かてを何かなる
今ら訪問陳を企てをうとうこと自ら怪みの自
から愧つつの感ありき

（六月廿九日録）

○支那に帰るに過ぎず支那漫遊の何の人の
味を投じたとう、何を感じて来たとう口さえ云へば
何の新しきを唯だ〳〵「大」の一字を言ふのみ
ハ無い、支那の四土の廣ろいことを世界も匹傳
かるべく日本のことを出うけてをると別
て驚心驚目で何の以上沒年と疾呼して一山をも
ない所もある、文を海渡の無い感ある、往来支
那人や文学者が使うて居る感ある、廣大を形容す
文字を盛奏張とでもいふべきか、支那の大

る土地を廣もて見ることを敢て奏張ひろいことの
ようる、その大きなるのを、勝手に用ゐる
奏張とるるのである、所の大なる四土と沒学さる
城壁も高廣でもすべて土木の業の大なるも道
理である、支那の河の池沼と堤防の無い
といふまで如何に國しごとしとも云へるが、実地を
見ると迷ひ堤防ハ羅甸の新
模でもあるのが首肯つかるを得無つた、各人
の家に儒教を奉ずる樂を長かいことを樂城を
防ぐ為めと云ふことを洪水を防衛するとなると
言ふこと云ふ則ち堤防である、若し
のち成る少長関を西ゆ（ゆうる）ときそこに渡ひ

なれども終に形ちを見ひ得無つたが、凡そ の校を
八推測の類こゝに、北京の停車場（通州）と称す
べきものがあり、その門を通ると城壁に登ることゝ
と其の壁上の廣さいこと十馬を駢へて走
するも尚餘地のある位で、善通の砲台である
到底焼き尽くす事出来ぬと云ふのであるが、たゞ一つ、日露の
以つて第一の古戦場を表象するこゝろ生来る、
北京の鐘楼鼓楼なども亦いと精の表象
なる元代のものと云ふ大きなものが、こんな
元代のものと云ふ紀元前の天の為
[redacted]
日露戦争一の名誉、北京を落ちる

も何を見物するこゝと云ふ事王の土木道楽を
毎日の校に見物するのである、北京金城を始め
東北隅の十三陵第壽山陵等家の土木道
楽であるものも無い、今こゝを稽考してみるに
も玉泉山の高塔、雍和宮の喇嘛寺のみきも
又太帝王の土木道楽であることゝ云ふ、
紫金城の中まで大きな湖があり、こんなこと
俗の大きな花こう金をして居る、北海、中海、南海
即ちこれが書物の名称であり、善通寺北海丈が
元物と許され、長江、中海、南海を繞繞する外人の要文を
繞うるとこゝろ外人の要文を持つてゐる、保
良を特に許されて一設し、北京滞在五日間

極力見物をつとめたが、費しつくすを無かく宏職
内を出入したのは按ずるにこの地、萬壽山西太后こそ
も見物したが、こゝも亦帝室の離宮と名ばかり、
宏壮の有様、宏麗の至り、さうして五百坪
にも到底完全に見物させることの出来ない、中華を
以つて誇りとした清帝の権勢世界に近
傳の無い大規模のものである、清朝の末路に経
営された建築や其の装飾なども俗悪の極み
であるが、萬壽山こそは随分意味のあるもの
だが、併し経営の規模の大なることは恐らく今
外の無い、萬壽山を西太后の末路に海軍擴
張費を移して経営したものだといふが、古への

阿房宮を想はしめたる程の観がある、蓋し
海軍擴張の費用がこの離宮の馬鹿げたことに使
用されず、初目的の擴張に費されたとすれば、日本なぞ
どうして之に敵する丈の設備を備へて居たかも知れな
いのであるが、こんな馬鹿げた経営の
為めに人民も皇帝も蒲害され、その後日本の為めに
大敗をしてあれを威もさうとを得ぬ、併し支那丈
支那で、西太后と難し論者の非難がある様に、
帝王の主味道楽は古来帝者の通例であつたから
べきで敢て怪しむに足らぬ、それよりも我國は天
皇は萬世一系で絶えざる道楽もなく
れず、識者は其数として崇敬の念を一層切なる

しるものがある、更に宮殿を次で大きなものを造ば
天壇である、これを皇帝が天の神に年の豊饒を
祈る為めに神聖の高きとしてある一大霊廟として直
径三十丈もある大理石の三重のあう二ヶ所にあり附
属の建物のうるくちのかく光景遠き所の祝祭
光も尚ほ北の境内の出放題なる廣い一帯
は流れと大圓の氣象をあらいしてみる、全体
の地区は幾十萬ほあるやあしく知らぬかハウト
ち山の麓を三倍し以位もあつて、ちの壇の周
まんと長り、振り肉を造るを樹木
うあつてこんとを谷行の鶴のれことの無いらく
流れこ地の一面の如を神聖を保ちて神へつて天る

と神々しい心地がする、北の高い場所に二重三重
に壇型うの築えん祭祀の場所の設備のあ
るハ勿論、色彩をもつて石を以つて築
きあげる大理石のものである、日もあらぬ偉
大なる設計を考へて居ることを
もえんとの設計地図を必ず得られ
ず、自分の北京も悔まれ、大張侯と面しての光
も支那にあんびどう感じ別の元代其他
多の考へも、大張大の一言を以てし、自分を
侯に勧めて言のうを侯を言を大祝祭のうを云
いうく式、若し支那に一祝祭あるとき侯の言論の
祝祭を今一層大を深くとひあるとこと一笑

しに、

○支那事件中、見物する所に依れば、政治を論ずる様なる時日を得無こうに、唯に一時の見うを内閣高官顧問書記等を相手に政論を試みに、前後こんぐわりてある、親の流の者も大隈内閣の廿一ヶ條を駁する小論して居つに、併し彼んの深意を叩けば廿一ヶ条丈それも止とするに過ぎない、唯に日本政府の方針の注意なる、朝三暮四なるのみ、支那に為する態度の徹底なる無いのの事ろ国るとこふて居つに、支那人の政界を支配する力状態ある、自分を親の者こに向つてもつて国こうふさいうる維持の事、余も十年位ひあるに

支那を大きへうる五十年位を安定まむのこうるであろう、とこふて居つに、現在支那の要路に三つもの、多くは早稲田出身に成る者つ若いこんな連中も彼の為めに尾大の国土こう流する日もものこと何となく危ぶる日ハまじ〳〵日ひの事未だ支那の分る別機する、都督なるものを抜かものを兵力を推しの政府を中央別意彼等を的御する力こう無い、恐〳〵今後支那を統治する力を維する才二才三の者世就ひあるこう、

○支那を一国こして治めるこを強るる国土こう大る

ものとする、自分を敵のあるを支那政府：一業を進めて
ものを、支那ならずして世界を悟ひ
べし、欧米の列国の土地を割き之れを侵さしつけ
地代を取り鉱山・鉄道・港湾・漁業・その他
あるを侵略を以て支那の権利を奪ひ、欲く
して支那を其の得る地代を以て他の開
発を図るべし、又貿易つけ土地こハ勿論不
有権を確守すべし、えん支那を統治すべし
為うるとする一使法をもて外国の切
取りを防制する一法なり、これ国を一場の戯
言に属すと雖も、混沌又混沌を清し
其間外国人の名義を以て土地鉱山其

他を取り上げることを止すべ一業を
一業と相手の収入を奪ひ地業優ること
支那の今日も今後も借款又借款
款毎にあるものを搾取して、其の借
ことを知らず、而して借款の金を国用に供せ
るもの僅少にして多くの支人の私服を肥す料
とする、此動とせばば終に国土を
切取る列国の業にあることを支那を流るるの
らるるも為るものと賊政の基礎を確立する
ず、而して絶流を廣ること
後し一大地主となることを世界と
立つる一業のあるを知るべきなり賊政の基礎を
ものとす、

○今回の訪問箇所で二三の見物を外したのを遺憾とする、西京巻山の登臨を欲し帰路を瀋南に取りたるに、船の都合悪しく遂に其一行中天津通商の校長等の関係の無い面々登臨して呉つたと云ふ所と極めて意外の感を生じたるものとなりたり、別して巻山は是迄見たものとは異なる、自分の見た山水廟古御廟のあるものなれども再び踏み出して登臨を度する、朝鮮の方面なれば如何なるものか見て呉れたるを遺憾とする

平壌迄行くことが出来ないのを遺憾とする

朝鮮でも恵州迄行くことが出来ないと云ふて、恵州のことを別山のことを那大なる

山水美なるものなる古代美術を保存ここに発達したるものなる再遊を約せざるを得ず、北京迄

も見ぬうち事に成ものゝ多くの中に、四の千二百

のことなれども清国の方が色々なる事に終る

旅しに、清国一に成るべき人の旅味を解

一日の為りの見旅しに山の後ろに在る●もとの離宮の養心殿に帰

しに、ルイ、インの跡とても一種の感ある旅味

を有つて、北京の羅馬の山寺那のルイ

ンを聯想せしめ是れ見るべきものなり

寿山を望のて仰つて後の世に残す

城の跡なるあり

○支那ぶ新し味のあるものゝ中央公園の光景あり
らうゝ、これもとの禁苑ぶ今も開放されしあるが
中央の道路を挟みて柳の植ゑあり、道の一方
に多くの藤棚あつて藤の花樂棚あり柳の
や草子が振りあつて、幾分の人が、ゆゝとそこ
に音楽を聞しに行くてひとを涙もよほす落莫たる
ある光景なりを西洋の公園ぶ日比谷を
コンナ様子無い、自分等は一茶庵の庭を囲
もて茶を喫し、とが西瓜の種や饅頭もひとを十
銭も並べたが、料金をもめるものある、廉なものである
ゆるとをふうるを北の風味う無けれぶうを
とつくゝ感じた支那ひと突然ぶ新しいも

のもある北等ぶ一例ひあるゝ、モ一ツおもしろく感
じたのは庭園其他の道路ぶひある、大体も石が
敷うんとあるぶ、其左右を花を巧みぶ深く
会しも花や陰や馬もとの形を出つて居ること
う意あゝ趣味がある、西洋流のモザイックと
も言ふべきものがあるが、これを西洋を含んと
ものか、偶中ゝ、兎ゝ角新し味のあるもの
ひある、玉名山の拝る高き北式ぶ道う出来
て居つて、強う庭つを庭つをうことをきかぬ道と思らめく
拝ひある、北等も日本ぶ庭つとこ一種の趣味を
ぶと感じた、

○支那の建築で巧を尽したるものは極めて錯綜したる様式で作られたる殿宇である、勿論それは宮殿内の一室から他室に通ずる幾つかの所に設けたるものであるが、形容して云へば亜字の口形とでも云ふべき形に石を畳び出して居るが、めぐらす高欄を凝らしたものである、一寸うべリンスの観のあるが、下手な画でも出来る如き出来栄である、四角八角の便利を自主とした様式である、北の宮殿が多分の美を尽したるものである、

○支那で今一つおもしろく思つた建築法を言へば石壁を築き其上に横閣を置き其の石壁を連亘して幾千里も延つて居る、壁上を歩いても無論出来る道である、これを城壁と名づけるこれは自然の地勢を利用したものである、

北式を見ると、自分の見た北陵の方は北陵であつたが、或る陵墓を訪る式、とでもいふべき陵墓を高[illegible]土饅頭式に奥の院もあるべき[illegible]居る、横閣のごとき北の地平線を墓礎とし[illegible]から、石壁道が必用となる、現に北の道を歩まんは自然陵墓を連ねることの出来て敵を兵隊を上

○支那の工藝美術で感服の出来るものは唐代迄で、それ以前のものは内地で発掘されたものが多く、鋳造物も彫刻も唐代のものは技巧手法共雄大の感のあつて日本に遺ゐ及ぶ所の新鮮味を欠く物多く中庸中巣の感ある。しかるに唐代のものは技巧手法共雄大の感のあつて日本に遺ゐ及ぶ所の新鮮味を欠く物多く中庸中巣の感ある。しかるに唐代のものは技巧手法共雄大の感のあつて日本に遺ゐ及ぶ所の新鮮味を欠く物多く中庸中巣の感ある。

でも大体大ざつぱな出来栄えで、寸尺に拘つて居る、寸尺に拘つて居るから用材でなくてもよいものでも居るから、そんな現実のるこ板のものがいくらもあるが、そんな現実のるこ板の蓋もあるとか、空平な特長がある板、思ハれる。彫刻のことも、いうまでもなくガンブリとしてあるが、切つて雄大の氣象がえる。仏とかいつても碑の本境に形式こそ大きさこそ、基礎石から中台の無いものが出る、別に勅建とかいつて黄瓦の六角堂の様な建築と保護される必要もある。

[illegible]の風[illegible]荘重の感じがある。寺院の庭園を所謂南北中海と称する弦人と湖水を造つた大多数である。矢張支那式こそ

あとのかのあるを大抵び流れと帝高の石とる
雄威のある、係し全体日本の庭園の模さコマく
しに細工も無い、多くの石を積み畳みて八幡
ひらずの模さ当を心つに高きいくケ所もあるが
これこの支那特有の作庭意匠らしい模びある、
実と強い威張に比べのびもの無い、切つて絶大の
太湖石がいくつとうく置てあるのが自分
の趣味を満足するに過ぎない、時々このごとくセメ
ントび継き合わせたるものびあるを一
つ見てある、種々の樹木も多くあるが支那の
あるものも久しく古格び有る、なかなかに
風りを異つのものに、柏よう数のきうくちつぐ

白松が直ちくして天を摩してのる、日本にも此樹を
あるが支那のも樹齢が白壁び塗つたようのも
くめるも白ろく、さんこう古柏の巻鶴亀の枝
幹と交りつて一種の趣きを呈してのる、此の松
の白色を多分乾燥の高熱のためくちる所
びあるこう、東京北京あるこう降雨の甚だ少
いためびある割合に樹木が多いのはこれ
ものと感じ比べ北京と同じく理解の施設
の六層の上の高塔とは出て全市を下瞰
し一望を尽くしたのも我東京のごとき恰こう
も樹陳列の写と市街こうの比べ
こ又ちんと一るびあるこうの比べ

○支那へ行つて一見したいと多年心掛けたものがいくらかある、其内で見たいとまつたく思ふものもあり、見て満足したものもあり、概ね感じの無つたものもある、保しるべき一見を要するの所謂名所の酒流れず、一見すんだ所が酒ものに比べ、石数のごとき、見てどの名所のものでもいかもちろんないと思人にもの一つであつたが孔子の廟の北京門を入ると直ぐ左右の陽の写真のあるものを格子紙しを一見した刻まれまた見ることを出来ようとが大体見南がつい比、こんるとの四窓何ある分りしく奥深うき石に保存ものうち思つた、四庫全書を全部持ち帰り孔子

十二

也見た、馬麻と大きな宮殿に入るとあつたのが其高さ七尺の像ある多大の感を起さしめたが、係し七千乃至一萬の彩帙もあるものの北海亭が刻まれた三希堂法帖の版木が其堂殿の壁に装置されてあるとやはり一見を即ち清朝の皇帝の備々であつて見ることを出来ようと、係しえ似た様なもの、酒と紫檀さえ比ものを二三見たりうまく吸うて見南うついた、莊和宮の喇嘛寺の仏像や繋羊や僧服、馬麻ここしいもので、人骨の皮で作つた太鼓や生き人間を屠つて骨で必ず比杯をいおうものもある

○支那町と胡同とゝ云ふ所多し我邦の小路なり、旅館と飯店と云ふ、余の宿りし北京のグランドホテルも北京飯店と云ふさなれば支那人なる解さんさる也、北京の市街に四方に看板を掲げる家多し高こゝ見る、則ち書店也、書籍とゝ云ふ也、天棚と云ふものあり、多く中庭の天井一杯に張設す日除なり、街路に燒鍋の看板多くあり、こゝを燒酎を出売する所也、魚池あり、魚池とある看牌なり解し難し、之れを浴場の看板なり、象鼻風呂を多くとゝ云ふ一般混浴を池とゝ云ふより、傳房と稱名を付し一なる高多あり、ツツのなる也、一笑、

○支那にも厳のべきものハなきこと、黄塵の揚ること、南京虫と蚊のこと、換算（貨幣）の面倒なること、厠の不潔なること、車夫馬卒等の傳喝をねぎること、支那音楽の騒雑なること、等也、

○支那にも車の便利なるものとして一輪車、山輿、画舫、天棚、ぶらんこ、北等なり日本と相違の所多し

○支那にも新聞紙ありて新聞紙の名称を報知と云ふ

○日清戦争の無い以上ハ支那の話と潘ん比較し得べきなり

○日本に唯一とも云へべき陶活字の標本を京都に存す

歴代撮要　零本巻十

朝鮮本　十三行　廿四字　陶活字本

鶴城後人金思俑刪次

京都帝国大学附属図書館蔵

時代　天明前後

○「春の書館録」に北京で購ひ得た古書高価であるが日本にトントナキ、北京の名勝を[illegible]初めて書いたものである外四冊を也、「尚岡炎[illegible]」と云ふ著ぺらでも完備山亭五山の支那詞を支那の大門の焚香の遺状と称して つけ中村佛竜が絵を作り墨堤の集所に買いたことの[illegible]

る、其代書や絵巻序[illegible]云
あべきものである　顧書畫初集四冊、吳郡
顧祿流之の著す所の[illegible]四巻の名文を多
く集めたものであり、酒井抱一の「烟雨の絵」もあり
おもしろいものだ、初集大び二の著作を出版す
るものらしい。
北京に見た回書の堆[illegible]四庫全書があるが、一部
八回皆銀二百兩と云ふ、他の一部天保、保和
殿に備へ置いてある、北の回書館に宋版等に稀覯
回書がかなりあるへ、左の如きも面白と云ふを踏陽
のみ

進氏易林

陽集
文選　北宋及南宋
冊府元龜　宋本元裝
春秋　大谷氏
文苑英華　景定元年十月廿六日裝成
以上宋本
仙源類譜　大本
宋藩慶系表
天上秘要　十六十二
北魏書經　大谷氏　以上古寫
以上古寫

旅順の博物館に大谷氏の義務多く寄贈したるなり
中に古寫好本若干又多けれど其中に寿二年の
奥書のある法華經一卷は兼に無疑の最初の定
縁經を一卷又は此の後者は殊に優れたる寫経と
思はるる者の多きなり
殊寶珠と招提寺西塔修復法帖を
特に詩の一節に即ち上に寺とされたるものを千福寺
の拓にて唐搨宋裝と云ふことなるを長る朱
之蕃の繪を代表の繪を具し実に
驚入るべきものなりとて自分の夢にも見たる
法帖を見たことなく無い、
○七月二日、左米四郎四海士らと玲の寫本四冊を作る
（六月三十日の録）

佛、伊、獨、西、と英語對譯こ、これを出版し隣情を余の手
珍本蒐集ごとを知り、新聞紙に載せんとする、前の京都と
於て谷村一太郎氏河西豊太郎氏佛英
對譯字典を贈らる、余の過日蒐集せる雜誌の西
洋事路を会する紙に北花花新聞多し、
北の方海の紙に雪松園一幅を贈る、象谷
*[illegible]知らぬ味あり[illegible]おもしろし 上
部に白雪の二句を[illegible]俗用無所拾時人
婚不取」数句を点一の巻、地の又文鼎の義の印肉
を婚の桐[illegible]三箇の柚子あり、用色四方
に詩仏 仏を描く、蓋重と文鼎一対を[illegible]
しまつ[illegible]、雪糟[illegible]義の道と

体裁殺々同しく一部を為すべきもの、笑やの
珍とすべきなり

（七月二日記）

○早川西支部より三井物産の[illegible]の誇り顔に三井
の勢を四億あることを示めと、誰のやらか、西の記
行（西の勢力圏内の紀行をこめたること）七十億
あるとと解を捻いた、
○城内[illegible]うちが紙幣、奏任を嗅する三井中人
う女同さまつて官僚のこと、[illegible]紙幣を舞ふ常
女らに裕と[illegible]出すと、[illegible]抑[illegible]
裕の優に高の[illegible]五十円位の関の山[illegible]
つとまる用也[illegible]ん[illegible]
相手のお坊[illegible]真平 此と似の

閲覧室

潔癖先生例の通りひねくれたるが千ト国り
ものゝ